

2021年度専門委員会年間報告

1. 人材育成委員会

I. 主な活動等

人材育成委員会としては、「会員の、会員による、会員のための研修」をモットーに、会員受講生の人材育成を図ると共に、委員自らのレベルアップを図ることを目的として活動を展開した。

特に2021年度は、当協会方針「『グローバルな事業競争力を高めるための知財活動ができる人材』を育成する研修の企画立案・改編を推進する」に基づき、下記の基本方針に沿って、事務局（JIPA人材育成グループ）及び研修運営スタッフ（TES）との連携により活動を展開した。2021年度活動は委員30名体制、4つの小委員会と1つのWGにより運営した。

尚、2021年度も期初からコロナ禍での対応となり、定例コースについてはオンライン研修（PCライブ配信、オンデマンド配信）を中心に研修を運営した。

1. 基本方針

事務局（JIPA人材育成グループ）及び研修運営スタッフ（TES）との連携により会員満足度の高い知財研修会を提供すると共に、委員自身の成長に繋がる明るく楽しい充実した委員会活動を効率的に展開する。

特に、顧客満足（Customer Satisfaction）を追求し、Customer Surpriseを生み出すことを目指すとともに、法律・技術・経営の3軸での知財に関する人材育成を図る。

『一樹百穫 人材こそが あらゆる力の源泉となる』

- ・会員企業と受講生が共に満足できる研修プログラムの充実（JIPAにしかできない研修の実施）
- ・委員会メンバー一人一人の更なる人材育成（派遣元会員企業の財産となる委員の成長）

2. 重点推進事項

人材育成に関する中長期ビジョンに示された方向に沿う形で、下記項目について重点推進を図る。

(1) 定例コースの見直し、東西海コース統一、改編、および改編した研修の検証、並びに臨時研修の定例化【第1小委員会・第2小委員会】

- ・東西海コース統一

「A01 入門コース」, 「B01 特実・意匠基礎」, 「B03 商標基礎」, 「B05 知財法務基礎」を来年度から統一化

- ・臨時研修コースの定例コース化

「B11 知財新人向け知財マインド習得法」, 「D18 企業視点, 国内中間処理戦術」, 「S02 知財人材育成を通じた知財部門の活性化」, 「S03 企業担当者が理解すべき, 企業(事業)経営と知財との関わり」を2022年度から定例化

(2) 特別コース（Tコース）, 技術部門向けコース（Gコース）の充実化【第2小委員会】

- ・T01 知財変革リーダー育成研修

- ・T02 知財戦略スタッフ育成研修

- ・T03 企業若手知的財産要員育成研修

- ・T04 知財実務英語コミュニケーション研修（新型コロナウイルスの影響で中止）

- ・T01, T02, T03研修を主にzoomでのオンライン研修で開催すると共に、一部を集合とオンラインでのハイブリッドでの開催とし、zoomブレイクアウトルームをフル活用してグループディスカッションを円滑に進めた

- ・T02研修については、第2ラウンド「経営シミュレーション」後の振り返り講義の必要性を検討（2022年度から追加講義開催決定）

(3) ニーズに合ったタイムリーな新規研修の企画、実施【第3小委員会】

- ・「J33 オープンイノベーションを支える知

財マネジメント」,「J68 DX推進のためのOSS活用戦略(パネルディスカッション)」,「J50 企業実務者が語る等身大のIPランドスケープ講座」など28コースを開催

- (4) 海外オンラインコース(Mコース)の実施, 海外現地訪問コース(Fコース)の企画【第4小委員会】

・「M01 オンライン知財英語研修 米国実務コース」,「M02 オンライン知財英語研修 欧州実務コース」,「M03 オンライン知財英語研修 総合コース」を開催

・「F04 欧州(ロンドン, ミュンヘン)訪問コース」を企画し, 募集開始

- (5) JIPAらしい研修, JIPAにしかできない研修の検討【研修再構築WG】

・12月よりWGを発足し, 3回の検討会を実施し,「JIPA研修の基本設計」,「JIPA研修の特徴(強み・JIPAらしさ)」,「今後の課題」を取り纏め

- (6) 受講者アンケートの取得

・定例コース他でFormsによる受講者アンケートを実施し, 約12,000件の回答担当講師へのフィードバックを実施予定

II. 委員会の構成

委員会構成としては, 委員長を含め合計30名(前年度38名)で, 委員長会, 正副委員長会及び4つの小委員会と1つのWG(12月発足)で構成し活動を展開した。

重点推進事項に取り組むに当たり, 効率的かつ効果的な委員会活動が展開できるように委員会を構成した。

- (1) 第1小委員会: 定例コースの検証・改編(関東・関西・東海の3地区) 臨時コースの定例化検討
- (2) 第2小委員会: 技術部門向け定例コース及び特別コース(経営に資する知財人材育成に関する研修会)の検証・改編
- (3) 第3小委員会: 臨時コースの検証・改編, 新規企画, サテライト研修・出張型研修の企画, 実

施・検証

- (4) 第4小委員会: 海外オンラインコースの企画・実施・検証

- (5) 研修再構築WG: JIPAらしい研修, JIPAにしかできない研修を検討

事務局人材育成グループは11名(東京9名, 大阪2名)でスタートし, 研修運営スタッフの統括及び研修運営活動の円滑化に務めた。

研修会場の運営を行う研修運営スタッフ(TES)は, 関東7名, 関西7名, 東海2名, 計16名で行った。

今後コロナが終息してもオンライン研修が研修の大半になると予想されるため, オンライン配信, オンデマンド録画対応業務ができるTESを育成していく。

III. 委員会の運営

委員会の運営としては, 4月から委員長会, 正副委員長会, 各小委員会, 合同委員会を適宜開催し, 委員会活動を展開した。(ただし, コロナ禍のため多くの会合はWeb会議にて開催)

1. 委員長会

略1回/3月のペースでオンラインにて実施し, 重点事項の進捗を確認。

<トピックス>

①コロナ禍対応の研修会として, オンライン研修(PCライブ, オンデマンド)を定例研修の軸に開催することを決定し, 年度初めからオンライン研修を開催した

②2022年度の研修会の在り方として, withコロナでの研修の在り方について検討

③JIPAシンポジウムポスター・動画作成

2. 正副委員長会

中間報告, 年度報告及び編集会議を実施

①10月, 1月, 3月全ての会合をオンラインおよびハイブリッド(対面+オンライン)にて実施

3. 合同委員会

①7月に合同委員会及び各小委員会を実施(オンライン会議)

②12月に臨時合同委員会をハイブリッドにて

開催

③2月の合同委員会についてもオンラインにて実施

4. 第1小委員会

2021年度は当初11名体制（小委員長1名，副委員長3名，委員7名）で活動を展開したが，9月に1名退任し10名体制で活動することとなった。

関東・関西・東海の定例コースを，各副委員長をリーダーとし3チームに分かれて検証や課題の検討のほか，講師と打ち合わせを行い研修の改善に努めた。

新型コロナウイルス感染状況を踏まえ，対面での議論が必須となるEコース等の演習を行うコースは参集型とし，講義が大半となるコースはオンラインでの実施形態とし募集を開始したが，新型コロナウイルス感染の収束が見込めず，Eコース等の演習を行うコースについても講師，運営スタッフのご協力のもと参集型とほぼ同内容で双方向オンライン型として実施することができた。オンライン型での開催が難しい「C16ブランド・ネーミングの実務とテクニク」以外の講座はほぼ開講することができ，受講者数も昨年に比べ大幅に改善した。特にAコースやB/Cコースの一部は過去最高の受講者数となった。これは，昨年度受講できなかった方が今年度受講したこと，オンラインとすることで遠方の会員も受講しやすくなったことやPCライブ型で実施後オンデマンド配信をおこなったことが受講者数の改善につながったと考えられる。

その他の主な活動事項は以下のとおりである。

・東西海の同一名コースの内容・講師統一の検討

Cコースの内3コースについて東西両方の講義を聴講しどちらか一方への統一を検討したが両講座ともそれぞれに良い講義であり，また多くの受講者が見込まれるため東西両方ともに残し，年2回実施することとした。

・受講者減少対策

コロナ前より受講者が減少しているE8コー

ス関連を「英文明細書の書き方」から「わかる！英文明細書校閲のコツ」に改編し実施したが，残念ながら応募者が増えなかった。受講回数や課題が多いことなど受講者の負担が大きい講座であることが受講者が集まり辛い要因の一つであると考え，22年度に向けて受講回数の削減，内容の見直しを講師と打合せを行い検討した。

・臨時研修の定例化

第2・3小委員会企画の臨時コースの内，3年以上継続し受講者数が多い7コースについて今年度定例化を行った。また22年度以降定例化予定の8コースについて検討を行い，7コースを22年度以降に定例化することになった。

・受講者アンケートの実施

マイクロソフトFormsを使用し全ての定例研修において受講者アンケートを実施し，研修内容・運営への改善の参考となる多くの回答を得ることが出来た。

また，講師からアンケート結果の開示希望があり，今後講師毎に集計し講師へのフィードバックも実施する予定。

2021年度も研修運営スタッフと連携し，検証業務の合理化・効率化を図りながらコロナ禍においても会員企業や時代のニーズにより合致したJIPA定例研修を開催することができ，また，2022年度研修運営の準備を完了することができた。

2022年度については，オンライン研修であっても受講者と講師のコミュニケーションを図ることができる内容を検討し，より充実した研修が提供できるように努めていく。

5. 第2小委員会

当初は7名体制（小委員長1名，副委員長1名，委員5名）でスタートしたが，途中で委員1名が退任したため，小委員会メンバーとしては6名で活動を展開することとなった。

経営感覚人材育成（T01～T03コース）については，2020年度新型コロナウイルスの影響を受けて実施を見合わせたT03コースを含め，3コースとも実施することができた。

但し，各コースとも基本的には参集形式からPCライブ形式へ切り替えての実施となり，実

際に集まって議論することが2021年度においても十分にはできなかった。

T01コース「知財変革リーダー育成研修」では、2020年度よりリニューアルした講義内容(カリキュラム)を継続して実施し、全体として円滑に運営することができた。また、最終的に取り纏めた各自の提言内容も、一般的にレベルの高いものであり、オンライン中心の研修ではあったが、高い成果があった。

2022年度も、講義内容やカリキュラムの更なる向上を目指し、検討を行う予定である。

T02コース「知財戦略スタッフ育成研修」では、2020年度よりリニューアルした内容を継続する形で実施した。基本的にはオンラインでの研修となったが、昨年度のオンラインでの実施経験もあり、全体として円滑な運営を図ることができた。

更なる知識の定着向上を目指し、第2ラウンド「経営シミュレーション」後の振り返り講義の必要性について検討し、2022年度から追加講義の開催を行うことに決定した。

また、T02コースは講師との直接対話が出来ていないため、講師と直接対話できるレビュー会を2022年8月に実施することとした。

T03コース「企業若手知的財産要員育成研修」については、2020年度は中止となったが、今年度は実施することができた。

受講者のグループ討議(自主研修)においても、基本はオンラインでの実施となったが、成果発表においては各グループともレベルの高い発表となり、研修効果は十分にあったと思われる。

特に検討結果が非常に興味深い内容であるものは、講師を派遣して頂いた専門委員会の御協力のもと知財管理誌への掲載が予定されている。

定例研修の技術部門向けコース(Gコース)では、2021年度においても新型コロナウイルスの影響を受け、PCライブ研修での実施が殆どとなり、集合して開催予定であった演習形式のコースについてもPCライブ形式へ変更しての実施となった。しかし、2021年度は全てのコースを計画的に開催できたこともあり、前年と比

べて大幅な受講者増に繋げることができた。

Gコースについては、2022年度も東西海の統一に向けて検討を継続する予定である。

6. 第3小委員会

9名体制で活動を展開した(小委員長1名、副委員長3名、委員5名)。

会員企業・知財担当者が求める研修のタイムリーな開催と、新規研修立ち上げをミッションとし、JIPA研修会で「臨時研修」として開催するコースの企画・運営・検証を担当した。

2021年度の活動成果として、28コースの臨時研修を開催した。PCライブ研修を主に、1月以降は集合研修、ハイブリッド研修(集合+PCライブ)の形式でも募集案内したが、集合型研修は延期、ハイブリッド研修は3コースのみ開催することができ、残りはPCライブ研修への変更となった。

28コースの内、新規コースは4コース(内、1コース:集合型研修は延期)であり、6コースについては前年度の検証報告を基に内容を充実させた。「J33 オープンイノベーションを支える知財マネジメント」のスピノフ企画である新規研修「J70 オープンイノベーションにおけるベンチャー企業との付き合い方」には50名近くの受講者が集まり、一昨年開催し350名の受講者数であったJ50を知財実務者向けに内容を改訂した「J50 企業実務者が語る等身大のIPランドスケープ講座」も290名の受講者が集まり、会員のニーズにマッチした研修をタイムリーに企画出来た。

「J22 企業担当者が理解すべき、企業(事業)経営と知財の関わり」、「J49 知財事務担当者向け経理講座」、「J52 M&Aにおける知財デューデリジェンスの実務」、「J55 知財管理職のための財務講座(アドバンス)」も100名以上の受講者を集め、定例化への移行を提案した。

2021年度から臨時研修においてもアンケート(研修案内と講義の整合性、講義内容等)を開始し、7コースで行った結果、大きな問題はなく、オープンアンサーではpositiveな意見のみであった。

2022年度は、知財実務担当者以外のニーズの掘り起こしや、知財担当者向けに技術視点の研修企画を検討していく。既に妹尾堅一郎氏、高部眞規子氏等を講師とした新規研修を6コース企画済みであり、6月より順次開催する。また、受講者のニーズを広く満たすべくハイブリッド研修を主に行う予定である。

7. 第4小委員会

“時代にマッチ”するグローバル知財人材育成に資する研修を会員企業に提供することを目指し、5名体制で活動を展開した（小委員長1名、副委員長2名、委員2名）。しかし、年度途中で委員1名が退任し、残り期間を4名で対応した。

新型コロナウイルスの影響により、2020年度に引き続き2021年度も海外現地研修Fコースの実施を見合わせた。一方、現地を訪問できないことから、2020年度に立ち上げたオンライン英語研修MコースであるM01「米国」、M02「欧州」、M03「総合」を、時差も考慮しながら現地代理人と接続して実施した。オンラインでは難しい受講者同士、また受講者と現地講師がお互いを知るためにも研修開始前にオンラインでの事前ガイダンスを行い、またブレイクアウトセッションを用いたグループディスカッションを活用し、受講者への研修効果向上を目指した。

2022年度は新型コロナウイルスが収束に向かうことを前提に、Fコースの再開に向けて検討した。F02「米国」、F04「欧州」、F05「中国」を対象にした結果、F04「欧州」を選択し、現地ホスト事務所とも調整・相談を積み重ねて準備を進めて、2021年11月に募集案内を行った。

さらに、臨時研修として、「J71 インドの産業と特許制度」を企画し、他の臨時研修と同様に実施した。

2022年度は、MコースとFコースをバランスよく配置しながら、F02の再開と研修内容の見直しを中心に検討を進める。しかし、ここに来てウクライナ情勢の影響による不透明感が増しているため、Fコースは情勢を見て実施や現地訪問を判断する必要がある。

8. JIPA研修再構築WG

2020年から続くコロナ禍によって、企業を取り巻く経営環境や労働環境は大きく変化し、知財部門に求められる役割もまた、変化している。

こうした環境変化を踏まえた上で、JIPAとして今後どのような研修を行っていくべきなのか、JIPAらしい、JIPAにしかできない研修とは何なのかといった議論をしっかりと行い、明文化して整理することが必要であると考えた。

そこで、人材育成委員会内に各小委員会横断のプロジェクトチームとして「JIPA研修再構築WG」を発足させて、検討を行うこととした。

WGのメンバーは、各小委員会から2～3名の委員とJIPA事務局及び委員長で構成し、活動を行った。

2021年12月中旬にキックオフした後、3月末までの間に、計3回のミーティングを行い、主として「JIPA研修の目的」「JIPA研修の基本設計」「JIPA研修の特徴（強み・JIPAらしさ）」「JIPA研修における今後の課題」について議論し、整理を行った。

なお、本WGについては、2022年度も体制を新たにし、継続して具体的なJIPA研修のあるべき姿を検討していく。

9. 委員会・研修運営スタッフ(TES)合同会議

- ① 4月にオンラインにてキックオフ会議を実施
- ② 10月に東西海合同会議（上期業務報告会）をオンラインにて実施
- ③ 3月に東西海合同会議（年度末業務報告会）をオンラインにて実施

IV. 研修状況

新型コロナウイルス感染の影響を受けたものの2020度後半に開催したPCライブ研修、オンデマンド研修の実績を活かして6月から定例研修を開始し、本年度研修受講者総数は11,598名（昨年比182%）という結果となった。

定例コースは8,706名（昨年比295%）の受講参加者があった。

臨時コース（PCライブ／ハイブリッド研修）は28コースを企画、実施し、1,995名（昨年比

96%)の受講参加者があった。

オンデマンドコースは追加コースを含め13コースを開催し、1,368名(昨年比116%)の受講参加者があった。

また、2021年度は海外現地訪問コースについては中止し、海外オンラインコースを3コース実施し、36名の受講参加者があった。さらに、経営感覚人材育成コース(特別コース)として「知財変革リーダー育成研修」11名、「知的財産戦略スタッフ育成研修」18名、「企業若手知財要員育成研修」21名の受講者で、オンライン

(zoom)開催および集合とオンラインでのハイブリッド開催にて実施した。

(「知財実務英語コミュニケーション研修」については中止し、上述の海外オンラインコースにて実施)

定例コースの講師陣は、裁判官、大学教授、弁護士、弁理士、会員会社の経営者及び知的財産または法務・技術担当者等、斯界の権威者を約200名迎えることができ、当協会の研修会は質量共に世界に類のない規模となっている。

2021年度受講者数を次に掲載する。

1) 2021年度各地区別受講者数一覧

① 定例コース受講者数(※(オンデマンド)記載以外はPCライブにて開催)

| | コース | タイトル | 受講者数 | 計 |
|--------|-----------------|-----------------------|------|-----|
| 入門 | A01-O1 | 入門コース(オンデマンド) | 541 | 704 |
| | A01-O2 | | 163 | |
| 初級 | B01-O1 | 特実・意匠基礎(オンデマンド) | 240 | 804 |
| | B03-O1 | 商標基礎(オンデマンド) | 80 | |
| | B05-O1 | 知財法務基礎(オンデマンド) | 135 | |
| | B09-O1 | 特許情報と特許調査基礎(オンデマンド) | 170 | |
| | B21-P1 | 企業における知的財産管理実務(Basic) | 179 | |
| 中級 | C01-P1 | 特許法・実用新案法 | 266 | |
| | C02-P1 | 意匠法 | 59 | |
| | C02-P2 | | 49 | |
| | C03-P1 | 商標法 | 95 | |
| | C03-P2 | | 55 | |
| | C05-P1 | 知財契約実践 | 89 | |
| | C06-P1 | 民法概要 | 72 | |
| | C06-P2 | | 66 | |
| | C07-P1 | 民事訴訟法概要 | 37 | |
| | C8A-T1 | 明細書の書き方(化学) | 85 | |
| | C8A-K1 | | 79 | |
| | C8B-T1 | 明細書の書き方(電気・機械・ソフトウェア) | 63 | |
| | C8B-K1 | | 28 | |
| | C9A-P1 | 特許情報と特許調査(実践) | 295 | |
| | C9B-P1 | 化学分野における実践的特許調査 | 82 | |
| | C9E-P1 | 特許情報システムの導入と活用 | 71 | |
| | C9F-P1 | 中国特許調査講座 | 142 | |
| | C10-P1 | 不正競争防止法と独占禁止法 | 96 | |
| C11-P1 | 著作権法(著作権法と企業実務) | 161 | | |

| | コース | タイトル | 受講者数 | 計 |
|------|--------|---------------------------------|------|-------|
| 中級 | C15-T1 | 交渉学（入門） | 55 | 2,741 |
| | C15-K1 | | 26 | |
| | C15-N1 | | 中止 | |
| | C16-T1 | ブランド・ネーミングの実務とテクニック | 中止 | |
| | C16-K1 | | 中止 | |
| | C18-P1 | 知財担当者のための国内中間処理実務 | 189 | |
| | C20-P1 | わかりやすい知財判例の読み方 | 73 | |
| | C22-P1 | ケースで学ぶ営業担当者のための知財講座 | 44 | |
| | C24-P1 | 特許発明の技術的範囲について（化学） | 225 | |
| | C26-P1 | 特許発明の技術的範囲について（電気・機械） | 159 | |
| | C28-T1 | 組織内対話力（入門） | 24 | |
| | C28-K1 | | 21 | |
| 上級 | D01-P1 | 特・実、審判・審決取消訴訟 | 51 | 351 |
| | D01-P2 | | 33 | |
| | D03-P1 | 商標・不競法審判決例と企業における対応 | 50 | |
| | D06-P1 | 特許侵害訴訟 | 101 | |
| | D06-P2 | 特許侵害訴訟 | 72 | |
| | D15-T1 | 交渉学（応用） | 19 | |
| | D15-T2 | | 10 | |
| | D15-K1 | | 15 | |
| | D15-N1 | | 中止 | |
| 研究 | E01-T1 | 特・実判決例の研究（模擬裁判形式） | 中止 | 52 |
| | E01-K1 | 特・実判決例の研究（討論形式） | 中止 | |
| | E05-T1 | 英文契約における交渉とドラフティング | 中止 | |
| | E05-K1 | | 中止 | |
| | E07-T1 | 特許事例の研究（討論形式） | 中止 | |
| | E8B-P1 | 英文明細書の書き方（電気・ソフトウェアを主として）（演習形式） | 13 | |
| | E8C-T1 | 英文明細書の書き方（機械を主として）（演習形式） | 中止 | |
| | E15-T1 | 交渉学（極み） | 17 | |
| 技術部門 | G1N-P1 | 技術系新入社員のためのIPマナー講座 | 442 | |
| | G3E-T1 | 本質を考えた発明説明書の書き方演習（電機系） | 24 | |
| | G3E-T2 | | 23 | |
| | G3E-T3 | | 18 | |
| | G3E-K1 | | 21 | |
| | G3E-K2 | | 中止 | |

| | コース | タイトル | 受講者数 | 計 |
|-------|--------|----------------------------|------|-------|
| 技術部門 | G3C-T1 | | 23 | 2,657 |
| | G3C-T2 | | 24 | |
| | G3C-T3 | | 24 | |
| | G3C-K1 | 本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学系） | 15 | |
| | G3C-K2 | | 21 | |
| | G3C-K3 | | 11 | |
| | G3C-K4 | | 15 | |
| | G3S-P1 | 本質を考えた発明説明書の書き方演習（ソフトウェア系） | 24 | |
| | G5E-P1 | 中堅技術者のための知的財産Basic講座（電機） | 288 | |
| | G5E-P2 | | 82 | |
| | G5C-P1 | 中堅技術者のための知的財産Basic講座（化学） | 273 | |
| | G5C-P2 | | 105 | |
| | G5A-P1 | 中堅技術者のための知的財産Advance講座 | 329 | |
| | G5R-P1 | 中堅技術者のための特許情報 | 219 | |
| | G7E-P1 | 技術者リーダーのための知的財産講座（電気・機械） | 258 | |
| | G7C-P1 | 技術者リーダーのための知的財産講座（化学） | 249 | |
| | G9M-P1 | 技術部門マネージャのための知的財産講座 | 155 | |
| 総合 | S01-P1 | 知財活動におけるマネジメント講座 | 149 | 149 |
| グローバル | WP1-P1 | 国際特許制度と外国特許基礎 | 113 | 1,248 |
| | WS1-P1 | 外国商標法 | 62 | |
| | WU1-P1 | 米国特許制度 | 230 | |
| | WE1-P1 | 欧州特許制度 | 167 | |
| | WA1-P1 | アジアの特許制度 | 69 | |
| | WC1-P1 | 中国知的財産制度 | 120 | |
| | WR1-P1 | 国際契約ベーシック | 87 | |
| | WU2-P1 | 米国特許訴訟 | 83 | |
| | WU2-O1 | 米国特許訴訟（オンデマンド） | 39 | |
| | WE2-P1 | 欧州における知的財産の活用と実務 | 49 | |
| | WA2-P1 | アジアにおける知的財産の活用と実務 | 59 | |
| | WC2-P1 | 中国における知的財産の活用と実務 | 85 | |
| | WR2-P1 | 国際契約プラクティス | 85 | |

定例総合計 8,706名

②臨時研修（PCライブ、ハイブリッド（集合+PCライブ））受講者数

| コース | タイトル | 計 |
|-----|---------------------------------------|-------|
| J08 | 米国特許をうまく取得する方法 | 66 |
| J11 | 特許分野の中国語読解講座 | 45 |
| J16 | 米国特許侵害訴訟マニュアル | 65 |
| J20 | 知財新人向け 知財マインド習得法 | 85 |
| J22 | 企業担当者が理解すべき、企業（事業）経営と知財との関わり | 104 |
| J30 | 中小規模知財部門における知財マネジメント | 51 |
| J31 | インド特許調査 | 25 |
| J32 | 知財人材育成を通じた知財部門の活性化 | 40 |
| J33 | オープンイノベーションを支える知財マネジメント | 34 |
| J35 | 複数企業による知財エコシステム（ハイブリッド） | 46 |
| J37 | 最近の裁判例からみる知的財産権訴訟の審理の実情 | 72 |
| J39 | 英文ライセンス契約実務マニュアル | 57 |
| J44 | 国内中間処理における企業戦略（ハイブリッド） | 75 |
| J49 | 知財事務担当者向け経理講座 | 102 |
| J50 | 企業実務者が語る等身大のIPランドスケープ講座（ハイブリッド） | 279 |
| J52 | M&Aにおける知財デュー・デリジェンスの実務 | 111 |
| J53 | OSS利活用によるオープンイノベーション促進と知財課題 | 86 |
| J55 | 知財管理職のための財務講座 | 119 |
| J56 | 外国出願・中間対応の実践テクニック（ハイブリッド） | 52 |
| J58 | 5大特許庁による「記載要件」に関する事例研究レポートの解説と実務上の留意点 | 48 |
| J60 | デジタル・トランスフォーメーション時代に抑えておきたい著作権法 | 62 |
| J61 | データ利活用に関わるオープンイノベーションにおける契約事例（ハイブリッド） | 50 |
| J64 | 「経営シミュレーション」体験講座 | 4 |
| J67 | 米国訴訟と適切な社内コミュニケーション | 75 |
| J68 | DX推進のためのOSS活用戦略（パネルディスカッション） | 52 |
| J69 | ライセンス契約実務マニュアル | 125 |
| J70 | オープンイノベーションにおけるベンチャー企業との付き合い方（ハイブリッド） | 45 |
| J71 | インドの産業と特許制度（ハイブリッド） | 20 |
| J72 | 知財部門のためのコミュニケーション（集合） | 開催延期 |
| | 臨時コース 受講者総数 | 1,995 |

③追加オンデマンド研修

| コース | タイトル | 計 |
|--------|--------------------------|-----|
| C01-O1 | 特許法・実用新案法 | 51 |
| G1N-O1 | 技術系新入社員のためのIPマナー講座 | 32 |
| G5R-O1 | 中堅技術者のための特許情報 | 80 |
| G7C-O1 | 技術者リーダーのための知的財産講座（化学） | 57 |
| G7E-O1 | 技術者リーダーのための知的財産講座（電気・機械） | 8 |
| G9M-O1 | 技術部門マネージャのための知的財産講座 | 18 |
| | 追加オンデマンド研修 受講者数 | 246 |

④海外・特別・海外オンライン各コース受講者数

| コース | タイトル | 受講者数 | 計 |
|---------------------------|---------------------|------|----|
| T01 | 知財変革リーダー育成研修 | 11 | 50 |
| T02 | 知財戦略スタッフ育成研修 | 18 | |
| T03 | 企業若手知的財産要員育成研修 | 21 | |
| T04 | 知財実務英語コミュニケーション研修 | 中止 | |
| M01 | オンライン知財英語研修 米国実務コース | 13 | 36 |
| M02 | オンライン知財英語研修 欧州実務コース | 7 | |
| M03 | オンライン知財英語研修 総合コース | 16 | |
| 海外・特別コース・海外オンラインコース 受講者総数 | | | 86 |

⑤出張研修受講者数

3社に出張研修を実施（PCライブ研修，オンデマンド研修，集合研修） 計565名

受講者総合計 11,598名（昨年度 6,360名）

V. その他

1. 日本弁理士会継続研修の実施状況
日本弁理士会からの要請に基づき，弁理士の継続研修への対応を行った。
2. （一社）発明推進協会主催の「人材育成協力委員会」に事務局・人材育成グループGL久山を派遣した。
3. 内閣府 知的財産戦略推進事務局主催の「知財創造教育推進コンソーシアム検討委員会」に事務局・人材育成グループGL久山を派遣した。
4. （一社）日本電気工業会の「知的財産保護専門委員会」に事務局・人材育成グループGL久山を派遣した。

VI. 2022年度の活動内容・方針

1. 人材育成委員会の役割
人材育成委員会の役割は，協会の主催する知的財産に関する研修会について，
 - ・新規研修の企画・立案
 - ・研修プログラムの見直し（既存研修の内容改編，充実）
 - ・研修内容の検証
 等を行うことである。当研修会は，知財の実務担当からリーダーまで，また知財部門のみならず技術者や営業担当まで，それぞれ育成すべき

人材の目標能力を明確にし，その目標に沿った研修内容の適正化，高質化を目指し，時代に合った企業で求められる知財人材を育成することを目的とする。

当協会の研修会の特徴は，「会員の，会員による，会員のための研修を提供すること」にある。すなわち，会員受講生を対象とし，私たち自らが企画，運営し，また，講師の先生方も多くは会員企業の現役知財部員やそのOBであるという正に手作りの研修会であり，世界一の規模と，内容及び質を誇り，我が国の知的財産レベルの向上に寄与する人材基盤の確立と共に協会の財政基盤にも大きく寄与する。

2. 活動内容

(1) 基本方針

事務局（JIPA人材育成グループ）及び研修運営スタッフ（TES）との連携により会員満足度の高い知財研修会を提供すると共に，委員自身の成長に繋がる明るく楽しい充実した委員会活動を効率的に展開する。特に，顧客満足（Customer Satisfaction）を追求し，Customer Surpriseを生み出すことを目指す。

『一樹百穫』

人材こそが あらゆる力の源泉となる』
・会員企業と受講生が共に満足できる研修プロ

グラムの充実（JIPAでしかできない研修の実施）

- ・委員会メンバー一人一人の更なる人材育成（派遣元会員企業の財産となる委員の成長）

(2) 重点推進事項

2022年度は、「『グローバルな事業競争力を高めるための知財活動ができる人材』を育成する研修の企画立案・改編」について重点的に取り組む。

- 1) 定例コースの見直し、改編、および改編したコースの検証、並びに臨時研修の定例化検討
- 2) PCライブ研修やオンデマンド研修を利用した研修コンテンツの東西海共通化検討
- 3) 特別コース（Tコース）／技術部門向けコース（Gコース）の充実化、安定運営
 - ・知財変革リーダー育成研修（T01）、知財戦略スタッフ育成研修（T02）、企業若手知的財産要員育成研修（T03）、知財実務英語コミュニケーション研修（T04）の充実化
- 4) 会員企業ニーズに合ったタイムリーな新規研修の企画、実施
- 5) 海外コース（Fコース）の再編および実施年度の検討
- 6) 海外オンラインコース（Mコース）の充実化
- 7) 出張型研修の実施

VI. 2022年度の体制

1. 委員長会（メンバー；委員長、小委員長、事務局。年に数回開催）委員会の運営全体協議
2. 正副委員長会（メンバー；委員長、小委員長、副委員長、事務局。年に数回開催）研修企画の審議・承認、講師の新任、留退任の審議・承認、臨時研修の審議・承認（なお、緊急性のある臨時研修については委員長判断で実行し、後日、承認を得る）、次年度研修の審議・承認（次年度の研修案内）、各小委員会活動状況の共有
3. 合同委員会（メンバー；委員全員、事務局）年3回、4月、7月、2月を予定。

4. 小委員会

- (1) 第1小委員会：定例コースの検証・改編（PCライブ、オンデマンド、集合）、臨時コースの定例化検討
- (2) 第2小委員会：技術部門向け定例コース及び特別コース（経営に資する知財人材育成に関する研修会）の検証・改編
- (3) 第3小委員会：臨時コースの検証・改編、新規企画、出張研修の企画・運営
- (4) 第4小委員会：海外コース及び海外オンラインコースの企画・実施・検証
- (5) 研修再構築WG：JIPA研修会の再構築を具体的に検討し、企画していく

5. 委員会活動の進め方

- ・会議開催は、場所、日程／時間、回数及びWeb会議の活用を考慮し、効率的に開催。意思疎通に充分配慮し、メール及び電話連絡等もフル活用する。
- ・個別案件は委員長会で情報共有を図りつつ、小委員会単位で積極的に活動を推進する。事務局及びTESとの連携も重要なので、密な連絡を行う。

6. 人材育成グループ

協力体制を維持、強化

7. 研修運営スタッフ（TES）

研修会の運営と問題点、改善点の指摘（モニタリング機能）

TESの指摘事項に関しては、人材育成グループと協力して対処

2. 会誌広報委員会

1. 委員会の構成と運営

正副委員長13名を含む全体29名（期中に2名退任）が、第1小委員会20名と第2小委員会9名を基本としつつ、ワーキンググループを組み合わせ合わせて活動を行った。

引き続きウェブ会議中心の活動を余儀なくさ

れる中で、委員の意見を引き出しづらい、反応を把握しづらい、議論が深まりにくい、といったウェブ会議のデメリットを打破すべく、積極的に指名する、意図的に相槌を打つ、少人数チームに分けて議論、といった対策を図った。逆に、開催場所や移動時間を考慮する必要がないというウェブ会議のメリットとして、仮に急用等が生じても会議欠席ではなく部分的な参加ができるため、議題の順序入れ替えなど柔軟な対応によって、企画提案者からの説明を受けた議論ができた。また、対面会議に比べると委員同士の交流の機会が圧倒的に限られる中で、オンライン懇親会を積極活用し、新任委員も早期に馴染めるよう努めた。

委員会の会合としては「知財管理」誌の原稿企画提案、執筆者の選定、各種原稿の査読報告といった「議論検討の場」である各小委員会と、全体の進捗確認、各号の誌面編成決定、原稿掲載の可否判断といった「審議決定の場」である定例委員会を、毎月各1回開催した。各種ワーキンググループについては、必要に応じて都度ウェブ会議等を実施した。

特集号を含め、各委員の企画提案の推進にあたっては、執筆を依頼する有識者との面談を必ず実施、企画の趣旨や内容を十分に説明し、関連する議論を深め知見を得た。

2. 活動方針と行動指針

機関誌の質の維持向上と、委員会の安定的な運営実現のため、「会員企業へ満足度の高い情報を発信するとともに、効率的で楽しい委員会活動の中から、委員自身の成長に繋げ、委員および所属企業に価値を実感していただける委員会活動」を方針とした。

3. 活動報告

(1) 「知財管理」誌の企画編集

2021年（1～12月号）の論文数は126本、総頁数1,710であった（2020年は論文数133本、総頁数1,578）。

原稿分類別の掲載状況は、当委員会の企画原稿が論文掲載記事全体の60%、専門委員会原稿が34%、外部投稿原稿が6%であった。専門委

員会原稿の内訳は下表の通り。

| | |
|----------|-------|
| 特許第1 | 3 (6) |
| 特許第2 | 2 (5) |
| 国際第1 | 3 (5) |
| 国際第2 | 5 (3) |
| 国際第3 | 4 (4) |
| 国際第4 | 2 (2) |
| 医薬・バイオ | 2 (2) |
| ソフトウェア | 0 (2) |
| 著作権 | 2 (3) |
| マネジメント第1 | 2 (3) |
| マネジメント第2 | 3 (3) |
| 情報システム | 1 (2) |
| 情報検索 | 8 (6) |
| ライセンス第1 | 2 (0) |
| ライセンス第2 | 1 (3) |
| 意匠 | 2 (0) |
| 商標 | 1 (2) |
| フェアトレード | 0 (0) |
| 会誌 | 2 (0) |

（カッコ内は前年の原稿数）

(2) 委員による原稿企画と執筆

① 一般企画

企業活動や知財活動を取り巻く環境変化、所属企業における日々の業務等から感じる課題や疑問、あるいは各種研修やセミナー等で得られた情報を元に、それらを深掘りする形で企画立案し、28本を掲載した。

② 判例と実務シリーズ

最新判決や注目判決から実務に役立つ論点を議論してテーマと執筆者を決定した。毎月の企画担当者を決めて推進し、12本を掲載した。

③ 今更聞けないシリーズ

実務経験の浅い初心者や、実務熟練者でも意外と知らない諸手続や法制度等に焦点を当て、コンパクトかつ平易に解説する企画として、12本を掲載した。

④ 知的財産Q&A

会員企業の関心が高い比較的近時のテーマを

主体に、速報性とコンパクトで平易な解説を重視した企画であるが、2021年度は該当テーマがなく掲載していない。

⑤海外注目判決

判例と実務シリーズの海外版という位置づけであり、米国、欧州を中心に会員企業が注目すべき海外の判決を取り上げている。台湾、韓国を含む11本を掲載した。

⑥座談会（インタビュー記事）

知財分野で注目すべき企業や団体、あるいは有識者へのインタビュー内容を元に、会誌広報委員会で原稿執筆する企画で、2021年度は特集号の中で2件掲載した。

⑦新刊書紹介

会員に有益な新刊書籍を紹介するため、出版

社から協会へ献本があった書籍や、委員が推薦する新刊書について、紹介原稿を担当委員が執筆した。

⑧編集後記の執筆

委員個人の趣味や日頃の生活で感じたことなど、毎月担当委員が自由に執筆した。

(3)「季刊じば」の企画編集

JIPAの活動や知財の動向をわかりやすく簡潔に伝える広報誌として2017年に創刊した。年4回「知財管理」誌とともに会員に送付、A4サイズでカラー4ページの仕様で様々な情報を提供している。JIPA会員のほか、会員外への配布をしており、JIPAホームページからも閲覧入手することができる。

2021年度に発行した各号の概要は下表の通り。

| コンテンツ | 2021年春号 | 2021年夏号 | 2021年秋号 | 2022年冬号 |
|-----------------|------------------------|---------------------------------------|-----------------|------------------------------------|
| 表紙写真 | スズラン | ウミガメ | 大観峰（黒部立山） | 電気機関車 |
| インタビュー／理事's eye | 田村 東大教授／鹿嶋常務理事 | 理事's eye 佐野副理事長 | 理事's eye 別宮理事長 | 森 特許庁長官／別宮理事長 |
| わが社のこだわり／トピックス | 三菱ケミカル「世界をもっとKAITEKIに」 | パナソニック“A Better Life, A Better World” | JIPA環境シンポジウムの開催 | リコー“EMPOWERING DIGITAL WORKPLACES” |
| Zoom Up | 次世代コンテンツPJ 今子PJリーダー | 関東金属機械部会 吉田業種担当役員 | 関西化学部会 島野業種担当役員 | 商標委員会 齊藤常務理事 齋藤委員長 |
| JIPA通信 | 「知財管理」誌 4月特集号 | 新プロジェクトの紹介 | オンライン知財英語研修 | JIPAシンポジウム |

(4) ワーキンググループ活動

①特集号WG

2022年10月号の掲載予定で、「変わりゆく知財活動 ～持続可能な社会を目指して～」というメインテーマでの特集を企画した。

2021年4月の特集号では「ヘルスケア」分野に着目し、①デジタルヘルスケア、②バイオ・ゲノム分野における知財戦略、③公衆衛生、という3つの視点でヘルスケアと知財との関わりを、専門家の方々に多面的に論じていただいた。

次回は特定分野を深く掘り下げるというよりも、様々な領域で起きている変化に広く目を向

けるべきと考え、近年社会的な関心が高まっている「持続可能な社会」に着目した。持続可能な社会の実現に向けた「技術」や「知財戦略」の変化を概観しながら、今後の知財活動がどのように変化し、どのようなスキルや知識が必要となるかを考察し、提言すべく、様々な分野の専門家が論ずる論説11本からなる特集号を発行予定である。

②「季刊じば」WG

コンテンツの企画、インタビューの実施や原稿の作成といった企画編集業務を行うとともに、限られた人員体制で継続的な発行を行うた

めの編集作業の効率化，JIPA会誌広報グループとの役割分担の最適化，マニュアル整備等を進めた。

③ポスターWG

JIPAシンポジウムのポスターセッション用に，担当の4名を中心に当委員会の活動内容を紹介するポスター動画を作成，委員募集活動においても活用した。

④メルマガWG

JIPAから発信される月2回のメールマガジンの中で「知財管理」誌の記事を紹介する。毎号の掲載論文の中から3～5件を選定し，委員が紹介文を執筆した。

⑤マニュアルWG

「知財管理」誌および「季刊じば」の質の安定化を図るため，マニュアルに基づいた委員会活動を行っており，2021年度は「季刊じば」に関する改訂作業を行った。

(5) 今後の検討課題

当委員会の役割である「知財管理」誌と「季刊じば」の企画編集業務においては，委員数には関係なく一定の業務・作業量が発生するという特性上，委員数の確保が最大かつ永遠の課題である。

そのため委員会活動の効率化や合理化による各委員の負担低減，活動の活性化に資する各種の取り組みに加えて，委員および派遣元企業に対するJIPA研修への無料参加特典付与といった対策に取り組んできたものの，残念ながらコロナ禍が続く状況においては，委員数の減少は避けられないという現実を踏まえ，JIPA会誌広報グループの体制強化や役割分担を含めて，機関誌の継続的な発行を可能とする運営体制について検討を深めていく。

3. 特許第1委員会

1. 構成及び運営

2021年度の委員会は，委員長1名，副委員長（小委員長，小委員長補佐）9名，委員29名の計39名の構成で活動した。委員会内に4つの小委員会を設置し，小委員会毎に活動を推進する

体制とした。2021年度の各小委員会の検討カテゴリは以下の通りである。

【第1小委員会】

特許制度に関する調査研究

【第2小委員会】

記載要件に関する調査研究

【第3小委員会】

審査の質・進歩性に関する調査研究

【第4小委員会】

トレンドを踏まえた特許に関する研究

2. 活動概要

年2回の全体会合を開催するとともに，各小委員会で，平均月1回の会合を開催し，個々のテーマについて検討・研究を行った。

更に，委員長，副委員長により構成される正副委員長会議を開催し，特許制度全体および各小委員会の検討テーマについて横断的に検討した。

また，特許庁審査基準室等との意見交換会を6回，弁理士会特許委員会との意見交換会を1回行った。

なお，今期の活動はWeb会議にて行ったが，3月の全体委員会のみはハイブリッド形式で行った。

3. 各小委員会での活動状況

【第1小委員会】

2021年度は下記の2つのテーマに取り組んだ。

(1) 「早期審査に関する諸考察」

過去より当小委員会は早期審査に関する研究を継続的に行ってきた。2021年度は，前年度からの継続として，早期審査がなされた案件の産業分野別解析を行い，ビジネス上での利用価値について考察した。

2017年度から2019年度の3年間に早期審査がなされた案件を対象に，産業分野別で解析を行ったところ，何れの年も早期審査率が高い分野は「ビジネス方法」，「基礎材料化学」，低い分野は「エンジン，ポンプ」，「半導体」であった。様々な考察がなされたが，流行り廃りやライフサイクルのインターバルの長短，国内での活用可能性の大小が，早期審査の活用動機に影

響を与えているのではないかと考えられた。

また、特許庁が発行する「知財戦略事例集」に掲載された知財先進企業の知財戦略をヒントに早期審査が有効と考えられるビジネス形態を考察したところ、早期に権利化を果たすことで、特許ポートフォリオの価値を早期に高め、①強力なパートナーの獲得、有利な資金調達の実現、②オープン領域とクローズ領域の画定によるビジネスの早期開始の実現、といったコンセプトが浮かび上がり、「ビジネス方法」との親和性の示唆を確認することができた。

(2)「先行技術文献としての中国公報の活用状況に関する調査・研究」

近年、中国出願件数が急増している一方で、中国語の特許文献は、日本の出願人が調査し難い文献である。上記に鑑み、権利化や権利維持の予見性向上に資するべく、先行技術文献としての中国公報が及ぼすインパクトの実態を把握する必要がある。

そこで、当小委員会では、特許庁の審査、審判結果を手掛かりに調査分析を実施した。具体的には、2014年から2019年の間に審査請求された出願に関する審査記録と、2015年4月以降に審理終了した異議申立・無効審判の審判記録とを対象に、中国公報の活用状況を調査し、また産業分野別の活用傾向等の解析を試みた。

審査記録の解析の結果、中国公報が拒絶理由を構成する文献（引例）とされた出願が全出願に占める割合は、2014年時点に比べて2019年時点で3倍強に増加していることが分かった。特に、化学分野が他の分野に比して中国公報の引用件数が多く、化学分野においては、既に中国出願増加が及ぼす影響が相対的に大きい。また、産業分野別にみると機械工学分野で、中国公報が引例とされる件数が化学分野に迫るものとなってきていることが分かった。

審判記録の解析では、対象期間に審理終了した案件のうち、請求人が中国公報を証拠物件として使用した割合は審査記録の解析で得られたデータと類似する結果を得た。さらに、中国公報が異議申立・無効審判で使用された件数が全

体に占める割合は、化学分野が最も大きく、次いで機械工学分野が大きかった。権利化の過程と同様に、異議申立・無効審判においても、両分野は他の分野に比して中国公報が権利に影響を与える可能性があると言える。

審判記録をより詳細に分析すると、中国公報が異議申立・無効審判で使用された案件のうち、約半数近くの案件は訂正請求が行われる等、権利者にとって好ましくない結果となっている。また、上記のうち半数以上の案件において中国公報が取消理由通知等で使用されており、中国公報が権利維持に与える影響は決して小さくないことを確認した。

中国公報が今後も増加する可能性があることを考慮すると、権利化や権利維持における影響力がさらに大きくなる可能性があるといえる。

今年度の分析結果及び考察は、論説にまとめ2022年度の知財管理誌に投稿する予定である。

【第2小委員会】

2021年度は、下記の二つのテーマに取り組んだ。

(1)「審査事例から見る機械学習の発明における記載要件について」

2020年度はAI関連発明特有の記載要件違反が無いかを調査したものの、有意な傾向は見いだせないという結果であった。2021年度は機械学習の発明に限定し、審査事例の更なる分析を行った。

機械学習の発明においては、入出力データの記載が重要と各出願人とも理解しているものの、実際の審査事例としては、入出力データを記載しているにも関わらず学習処理が不明確と判断されたり、入出力データの特定を詳細に求められる場合がある一方、概念的な特定までで十分と判断されたりする場合もあり、まだまだ機械学習関連の記載要件として注意すべき箇所は多いと感じる。

2021年度では、機械学習の発明において記載要件違反となったポイントを、入力データ／学習モデル／出力データ／学習データといった機械学習の構成要素ごとに分類した。これにより、各構成要素、例えば入力データの記載に気を付

けるべきポイントや、出力データが厳密に判断される場合の条件、再学習処理におけるデータ経路の特定の必要性など、多くの気づきを得ることができた。現状では十分な傾向を示せるだけの事例が不足している物の、今期で得た着眼点を持って、来期以降での継続分析を進め、機械学習特有の記載要件のポイントとして各会員に提供したい。

(2)「パラメータ発明（数値限定発明を含む）における記載要件について」

成熟した技術分野において、広い権利範囲を取得する手段の1つとして、現在もパラメータを用いた発明が多く出願されている。しかし、このようなパラメータ発明は、種々の問題（先行技術との対比が困難、クレームする範囲を明確に把握しにくい、明細書で開示する技術内容に比してクレームする範囲が広範である等）を含んでいる。パラメータ発明に関する事例を参照していたところ、審査、審判、裁判において結論が二転三転するケースがあった（減塩醤油事件）。パラメータ発明における記載要件判断については、偏光フィルム事件で一定の判断枠組みが示されているが、それでもなお結論が二転三転するケースがあるというのは、特許審査事例に表現しきれない運用レベルでの差が審査、審判、裁判であるのではないと思われる。

そこで、審査基準をより詳細、具体的にすることができないだろうかと考えた。

このような現状を鑑みて、本検討では、パラメータ特許の記載要件に関して、より具体的な判断基準・留意点を洗い出し、記載不備とならない明細書を書くために必要な事項を明確にすることを目指し、研究に取り組んだ。

具体的には、パラメータ特許において、異議申し立てでの決定について検討した。すなわち、異議申し立てによる取消理由通知が36条のみであるもの、審査段階では36条の拒絶理由はなく異議申し立てで36条の取消理由通知が発せられたものの2つの類型について検討を行った。

検討の結果、サポート要件については技術常識をどのようにとらえるかという点が重要であ

ることが判明した。出願人としては、技術常識を認定する根拠となった証拠の出願日を確認した上で、対象特許の出願当時の最新の技術常識がいかなるものかを反論することになる。特に技術発展の著しい分野においては明細書中の記載を充実させることが求められるように思われる。

この検討結果及び考察は、論説にまとめて2023年度の知財管理誌に投稿する予定である。

【第3小委員会】

2019年度から継続して、産業界から日本の特許審査が「甘い」と言われる実態と原因などを調査し、進歩性審査の質の検証と改善を目的として、以下の2テーマに取り組んだ。

(1)「特許法50条の2からみた審査における判断の均質性の検証」

『令和2年度特許審査の質についてのユーザー評価調査報告書』（特許庁品質管理室）によれば、「判断の均質性」に対するユーザー評価が、昨年度に引き続き比較的低かったことが報告されている。

本テーマでは、進歩性に対する判断の均質性を検証することを目的とし、類似する発明の審査で判断の不均衡が生じているか否かを検証することとした。具体的には、分割出願に着目し、中でも特許法50条の2の通知を受けた案件を対象に、分割出願と原出願との審査結果の比較を試みた。

調査の結果、分割出願と原出願との進歩性判断に不均衡が生じていると思われる事例が見受けられたものの、案件数が少なかったことなどから審査の特徴や傾向を見出すことはできず、審査の均質性を評価するには至らなかった。

そのため、当小委員会では下記(2)の研究に注力することとし、本テーマについての研究は仕切り直すこととした。2021年度の検討内容とその結果を、2022年度のテーマ設定に活かしたいと考えている。

(2)「情報提供制度の活用検討」

技術者から見て当たり前と思われる特許権が散見されるとの意見があるが、業界の肌感覚を審査に反映させる方法の一つとして情報提供が

考えられる。情報提供が積極的に活用されている技術分野があるが、その一方で、活用されていない技術分野もあり、活用への否定的な声も少なくない。

本テーマは、2020年度～2021年度の2ヶ年計画にて、包袋請求を行って情報提供の内容を確認し、審査での情報提供の採用状況を調査するとともに、どのような情報提供が効果的なのか等を分析・検討した。

2年目となる2021年度は、昨年度からの継続作業であったC04・G06・H04クラスの対象案件の包袋を確認し、情報提供された内容が審査に与えた影響を分析した。また、情報提供を受けた案件と受けていない案件の特許査定率及び分割出願率を算出したところ、情報提供を受けた案件の特許査定率がやや低い一方で、分割出願率が高い傾向にあることが示された。情報提供により、業界の肌感覚を取り入れた審査が期待される一方で、情報提供を行う場合のデメリットがあることを示す結果であると考えられる。

さらに、記載要件違反に関する情報提供を行った場合には、新規性・進歩性に関する情報提供と比べて、その後の拒絶理由への採用率(情報提供と拒絶理由通知での一致率)が低いとの調査結果が得られた。これは、審査官と情報提供者(出願人以外の第三者)との見解の相違を示すものであり、特許審査に不満を感じている要因を示唆するものと言えるのではないかと考えている。

これらの調査結果に基づいて、より質の高い特許審査を実現するための提言を検討しており、この検討結果及び考察の詳細を論説にまとめて、知財管理誌に投稿する予定である。

【第4小委員会】

2021年度は下記の二つのテーマに取り組んだ。

(1) SDGs

近年、SDGsの達成に向けて世界中で様々な行動が起きている。その中で、特許が果たす役割についても多くの議論がある。WIPO GREENの枠組みの活用等が検討される中、SDGsと特許の現状を把握することは、実務者にとって役

に立つ基礎資料となると考えられる。そこで、当小委員会では、アンケート及び特許文献により現状の把握を試みた。

アンケートでは、特許第1委員会及び特許第2委員会に委員を派遣している企業を対象とし、主にSDGsについての意識、明細書にSDGsに関することを記載の有無、SDGsを達成するための特許制度の課題、SDGsを達成するための他社特許の利用可能性について伺った。その結果、SDGsについての意識は非常に高いこと、一部企業は明細書等でSDGsに関する記載を積極的に行っていること、特許制度に大きな課題はないが早期審査の理由にして欲しいという意見があること、1/3程度の企業がSDGsの課題解決に他社特許を使いたいと考えていることを把握した。

また、特許出願の調査においては、SDGs関連の語句を含む日本出願を母集団として分析を行った。その結果、SDGsに関連する語句を含む特許出願が増えていること、最近では17の目標に言及する出願が増えていること、直近では169のターゲットにまで言及する出願が増えている傾向が示唆された。

これらの検討結果及び考察の詳細を論説にまとめて、知財管理誌に投稿する予定である。

(2) ベンチャー共創

2020年度の第4小委員会から「共創時代の特許権利化に関する調査研究」を開始しており、共同出願のデータ分析から分野の絞り込みや、成功事例の検討を行ってきた。その流れを受け、2021年度は、「大企業とベンチャー企業との共創」というトレンドを踏まえた特許に関する研究をテーマとして設定した。ただし、ここでいう「共創」とは、共同発明や共同出願に限られず、事業共創・共創事業として幅広い定義に見直すこととした。

はじめに、本テーマに関する多数の論文調査を行ったところ、「特許クリアランス」にフォーカスした先行研究が必ずしも十分でないことが判明した。そこで、特許クリアランスに関する大企業とベンチャー企業との相違点と課題をま

ずは整理して、次に解決策を考えていくこととした。多くの文献から示唆されるように、両者の間には、知的財産に関する知識と理解に相違があり、また、事業化を行うためのスピードとリソースにも大きな相違がある。これらの相違に起因して、特許クリアランスの場面を想定した我々の実務経験から検討したところ、クリアランス調査の必要性の認識不足、通常の対策可能な日程で調査ができないこと、調査を行いたくても工数・費用をベンチャー側で確保できないこと、といった課題が浮き彫りになった。これらの課題について協業のフェーズ（段階）ごとに分けていくことで、両者が協業するかどうかを互いに検討する第1段階、両者が契約に合意して共同開発を進める第2段階、共同開発商品を発売して事業拡大に移る第3段階、のそれぞれで、異なる内容の知財リスクが具体的に整理され、各段階において特に大企業が講じるべき対策案を具体的にまとめるに至った。

ここまでの我々の検討内容について、JIPA研修会講師である2名の有識者にヒアリング・意見交換を行った。その結果、最も重要なこととして、両者の協業の出口を「初めから」見据えて、目線を合わせていくことが指摘された。大企業が、スピード感のあるベンチャー企業と組むからといって、あえてハードルを下げる必要があるわけではないが、ヘッジをするには費用がかかり、その負担とリスク感覚が問題となる。知財と事業について、しかるべきリスク感度はそれぞれが持っているものであり、まずは必要性を相手方に伝えながら溝を埋めていく作業が必要である。メンタリティーが揃わないことには、会話も成立しない。お互いに、特許クリアランスの必要性とリスク感度を共有して、対策をしていくためには、出口が共有されていないと理解が難しい。そのための対話が非常に重要である。これら指摘をふまえて、我々は、知財の専門性とケイパビリティが高まってきているからこそ、上記した「対話」を丁寧に行うことができる担い手として、共創の第1段階から入り込むことが大変有効である、と考えるに

至った。

2021年度の検討結果は、論説にまとめ2022年度の知財管理誌に投稿する予定である。

4. 特許第2委員会

1. 構成及び運営

2021年度の特許第2委員会は、委員長1名、副委員長16名（うち小委員長5名、小委員長補佐11名）、委員28名の計45名で構成した。

コロナ禍が収束しないままのスタートとなり、前年度と同様、制限下での活動を余儀なくされたが、正副委員長会及び第1～第5の各小委員会は、Web会議形式（一部でハイブリッド形式）にて毎月コンスタントに開催した。当委員会の調査研究テーマを委員全員で共有する貴重な場である全体委員会（10月に中間報告会、3月に成果発表会）についても、Web会議形式にて開催した。

2020年度と同様、Web会議形式に限定されることで深い議論に発展しにくいと思われたため、1小委員会あたり1テーマを深く調査研究し、成果としての論説を「知財管理」誌に投稿するという当委員会の伝統的なスタイルを2021年度も継承せず、各委員が興味のあるテーマに臨機応変に取り組む（1小委員会を複数のチームに分散して異なるテーマに取り組んだり、2年程度の中長期テーマを複数持ったり）など、プロセスや満足感重視の活動を行った。この結果、今年度は8テーマを同時並行的に調査研究するに至った。このうち5本は来年度の「知財管理」誌に投稿することとなり、コロナ禍以前と同様のアウトプットに結び付けることができた。

法曹界を中心とする外部機関との交流も当委員会の特徴であるところ、例年通り日本弁護士連合会、東京弁護士会、大阪弁護士会、弁理士会との意見交換会を行った。東京弁護士会とは第2小委員会が、大阪弁護士会とは第5小委員会が、それぞれ小委員会の研究テーマに関して数か月間共同で検討するコラボ検討会を行い、それぞれ成果を意見交換会で発表した。裁判所

との意見交換会については、新型コロナウイルスの影響により見送った。

また、2020年度の調査研究成果として、「知財管理」誌に以下の論説（5本）を投稿した。

- ①論説「近年の知財高裁判例に見る実験成績証明書役割」(2021年12月号掲載)
- ②論説「差止の認容／非認容を分ける要因に関する研究」(2022年1月号掲載)
- ③論説「特許権侵害訴訟における損害賠償額の推定覆滅の主張立証に関する研究」(2022年2月号掲載)
- ④論説「ビジネス関連発明の適切な保護制度に関する一考察」(2022年3月号掲載)
- ⑤論説「裁判所における優先権の判断に関する研究」(2022年4月号掲載)

上記②，③および④については、「知財管理」誌への投稿に加えて、内容を分かりやすくかみ砕いた資料および動画を作成し、それぞれ11, 12, 1月の東西地域部会にて発表（動画配信）した。

2021年度の調査研究テーマおよび各小委員会の活動概要は以下のとおりである。調査研究テーマのうち、5本は来年度の「知財管理」誌に投稿予定であり、うち2本は東西地域部会にて発表予定である。

2. 各小委員会の活動概要

【第1小委員会】

- (1)「日本における特許異議申立と無効審判の両方で争われた事案についての研究」(「知財管理」誌投稿予定)

2015年4月1日に異議申立制度が復活してから2021年度で6年が経過し、制度自体は浸透しているとみられるものの、一方で異議申立制度を活用していない企業が見られる。その理由として、①異議申立は成功率が低いこと、②異議申立で維持と判断された場合に、(一事不再理にならないとはいえ)無効審判により無効にするのが困難になるのではないかという懸念があるという。そこで、特許異議申立と無効審判の両方で争われた事例の分析を通じて異議申立制度を有効活用する方法や懸念事項について検討を行った。

- (2)「ウェブ上で公開された動画を証拠として使用する際の基本的留意点について」(「知財管理」誌投稿予定)

近年、YouTubeなどの動画共有プラットフォームは、情報メディアとしての利用価値が年々高まっており、一般情報だけでなく、技術情報も動画として公開されるケースが増えていくと予想される。そこで、このようなウェブ上で公開される動画が、特許権を巡る裁判や審判事件において、現在、どのように取り扱われているのかを調査するとともに、今までこのような動画情報を証拠として扱ってこなかった企業の特許担当者が、動画情報を証拠として扱う際に留意すべき基本的な事項について整理することを試みた。

【第2小委員会】

「数値限定における記載不備要件に関する調査・研究」

数値限定発明に関する明確性の審査基準の一つに、「上限又は下限だけを示すような数値範囲限定がある結果、発明の範囲が不明確となる場合」との基準が挙げられているものの、どのような場合に不明確となる場合に相当するのかが具体的に示されていない。そこで、数値限定の記載不備が争点となった裁判例をもとに、数値限定に関する実務上の留意点について検討を行った。

結果、前記の明確性の判断基準に対して具体的なケースを示すことはできなかった。しかしながら、民事系と行政系では、判断された記載不備の要件が異なること、サポート要件違反が多いという傾向がみられたことから、具体的な判例紹介と、そこから提言しうる実務面での考察としてとりまとめ、3月度の全体委員会で発表した。

なお、本テーマは、東京弁護士会の先生方のご助言を頂きながら検討を進めた。

【第3小委員会】

- (1)「早期審査された特許無効性の要因分析」(「知財管理」誌投稿予定)

早期審査された特許は無効リスクを有すると

過去の論説等で指摘されているが、その要因は未だ不明であった。今年度は、早期審査で登録され異議申立された特許を対象に、審査過程における拒絶査定の有無で細分類し、取消理由の適用条文を比較・統計分析することを試みた。この結果、無効リスクの一因に記載要件違反、殊にサポート要件違反が重要であると結論づけた。

(2)「近年の審決取消訴訟における逆転判決事例の分析」(「知財管理」誌投稿予定)

無効審判等での審決が請求人や被請求人にとって不利なものとなった場合、審決取消訴訟で当該審決を覆す必要があるが、訴訟を提起すると、さらに時間や費用を要することとなる。このため、訴訟を提起するべきか否かの判断材料の一つとして、審決を覆すことができる可能性がどの程度あるのか把握しておくことが肝要であり、実務上有益といえる。そこで、近年の審決取消訴訟での取消判決の傾向を分析するとともに、裁判所と特許庁での判断傾向の違いについて整理した。

【第4小委員会】

「特許活用戦略の研究」(中長期テーマ2年目) (「知財管理」誌投稿予定)

AI・IOT時代の到来とともに、オープン・クローズ、共創・協調、価値評価等といった様々な特許活用戦略が進められており、知的財産のあり方も変わりつつある。そこで、事業運営・経営に必要なビジネスマインドを強化し、実務者の持つリーガルスキルとの融合を図ることを目的として、実務者視点による特許活用戦略の研究を新たなテーマとして選定した。

2021年度は、オープンイノベーション推進のための制度として、英独で実施され中国でも導入されたライセンス・オブ・ライツ(LOR)制度に着目し、調査・解析を行った。具体的には、LOR制度の未利用企業に対しても制度利用の手引きとなり、さらに活用推進につながる知見を得ることを目的として、様々な観点での特許情報分析と会員企業へのアンケートを行い、ドイツLOR制度における日本企業の利用実態の調

査・分析を進め、LOR制度の活用目的やLOR対象案件の選定基準について整理した。

【第5小委員会】

(1)「国境を跨いだ侵害行為への対応の研究」

企業活動の国際化やITの普及により、発明の実施行為が国内に閉じない可能性が高まっている。そこで、日本国で取得された特許権に基づき、国境を跨いで行われる侵害行為に対し、権利侵害主張の可否やその考え方について研究を行った。今後当小委員会では、現状の法制度では保護されない侵害行為に対し、どのような制度設計を行えば適切に保護ができるのかについて、国際調和の観点も含めて検討する予定である。なお、本テーマを進めるにあたり、大阪弁護士会の先生方にご助言を頂いた。

(2)「標準必須判定制度に関する研究」

特許が標準必須であるか否かを特許庁が判定する「標準必須性に係る判断のための判定」が2018年に開始された。本判定の結果は法的拘束力を持つものではないが、官公庁による判断結果であるため、標準必須特許に関する紛争解決の一助となる可能性がある。しかしながら、特許庁からは当制度の利用率は低いとの情報があり、標準必須判定の設立の経緯や制度内容の分析を通して、利用者が制度利用をためらう原因の推定と、原因の排除ができない法的制限の有無について議論を行った。

5. 国際第1委員会

1. 委員会の構成

委員長、副委員長3名、委員35名、合計39名で構成した。期中に委員1名が退任したため、38名で終了した。委員を4つのワーキンググループ(WG)に分けて、それぞれにリーダーを指名した。リーダーを中心に各WGにて後述するテーマの調査研究活動をした。

2. 委員会の運営

2～3ヶ月毎に全員が参加する全体委員会を開催した。全体委員会では全体会議による情報共有と、少数のグループに分けた情報交換を実施した。2月は各WGの成果を発表した。

3. 委員会活動の概要

(1) 東西地域別部会での発表

2021年度の活動成果として、東西地域別部会において3件発表した。

- ①特許侵害訴訟と並行するIPRの審理開始決定を自己に有利に導くには？（6月）
- ②メキシコにおける特許侵害訴訟制度（9月）
- ③仮出願を多く利用している出願人による米国仮出願の利用方法に関する研究（11月）

(2) 外部との意見交換

JETRO主催のIP-PACにおいてWG3の調査研究結果をUSPTOに報告した。（12月）

(3) 委員派遣

- ①WIPO PJ
- ②AI研究会

(4) 臨時研修の開催

- ①J08「米国特許をうまく取得する方法」に講師2名を派遣した。（7月）
- ②J16「米国特許侵害訴訟マニュアル」に講師2名を派遣した。（11月）

(5) 外国特許ニュース

米国最高裁やCAFC判決を毎月3件抽出した。判決の概要を知財管理誌の外国特許ニュースとして投稿した。

(6) JIPAシンポジウム

委員会紹介用の動画を作成した。

(7) 各WGにおける調査研究活動

【WG1】

テーマ「米国におけるAI関連発明の特許適格性及びミーンズプラスファンクションに関する事例紹介」

AI関連発明のうちMachine learningとVisionに分類される発明の特許出願について、審査事例の調査・分析を行った。特許適格性違反の拒絶を受けた審査事例やミーンズプラスファンクションの認定を受けた審査事例を抜粋し、各審査事例から得られた権利化ノウハウとして以下に挙げるものが得られた。特許適格性違反を避けるためクレームでは「学習」ではなく「訓練」という表現を使用する方が良い。ミーンズプラスファンクション認定に伴う明確性要件違反を

避けるためクレームされた「訓練」等の機能については処理対象と処理手順を明細書に記載すべきである。この成果については論説または資料として知財管理誌に掲載される予定である。

【WG2】

テーマ「米国における機能的クレームの明瞭性に関する事例紹介」

実務において機能的クレームの利用を検討する場面は多い。USPTOにおける機能的クレームの取り扱いは特許審査便覧に記載されているものの、機能的クレームに求められる記載要件について、どの程度の開示が必要なのか判断に迷うことがある。そこで、連邦巡回控訴裁判所の判決を分析することにより、機能的クレームを用いて明細書を作成する際の留意点を検討した。検討の結果、次のことが明らかになった。機能に対応する構造であると主張したい明細書の開示が、機能の説明にとどまらず機能を実現するハードが開示されていること。別の文書を参照する場合は、参照した文書の構造を示唆する包括的な用語が明細書に記載されていること。機能に関し、クレームで使用した表現を用いて、その機能と構造との関係を明細書に記載すること。この成果については論説または資料として知財管理誌に掲載される予定である。

【WG3】

テーマ「査定系再審査はIPR後の特許無効化手段になり得るか？」

米国において、他者の特許を無効化する手段の一つとしてIPRが活発に利用されている。IPRで特許無効化に失敗した後のさらなる特許無効化手段の一つとして査定系再審査が挙げられる。当委員会では、IPR後に査定系再審査を請求する場合に留意すべき点を検討した結果、以下のことが明らかになった。IPR請求の際に用いた文献やそれ以前の審査時に挙げた文献を用いて査定系再審査を請求しても認められる余地があり、必ずしもIPR請求と大幅に主張を変える必要はない。ただし、IPRで指摘された理由を踏まえて主張を立て直すことができれば、より有効である。さらに、査定系再審査で

の成功率をあげるためには、審査では当該文献を積極的に用いられていないことを明確にしたり、IPRでの主張とは異なる新たな主張を含めたりするとよい。この成果については論説として知財管理誌に掲載される予定である。

【WG4】

テーマ「米国特許侵害訴訟における提訴前調査義務違反に対する制裁の回避と活用」

米国特許訴訟では、特許侵害訴訟を提起しようとする特許権者に対し、訴訟提起前に被疑侵害品の調査（提訴前調査）を行う義務及び当該義務違反に基づく制裁を課しており、訴訟提起を検討する際に重要となる。当該調査義務及び制裁は、主張書面を提出する訴訟当事者に要求される調査義務を規定する連邦民事訴訟規則11条（FRCP11）に基づくものである。当委員会では、提訴前調査の義務違反が争われたケースの調査研究を実施し、FRCP11の制裁がどのような場合に適用されるのかを分析した。特に、被疑侵害品を入手できない場合において求められる調査義務の範囲と訴訟における当該調査の「適切な説明」について詳細に分析した。分析の結果、特許権者の立場からFRCP11に基づく制裁を回避するため取るべき対応を、また、被疑侵害者の立場からFRCP11違反に対する制裁を活用する方法を明らかにした。この成果については論説として知財管理誌に掲載される予定である。

6. 国際第2委員会

1. 委員会の運営

2021年度の委員会活動は、委員長1名、副委員長4名及び委員16名の計21名で取組んだ（委員のうち1名は途中で退任、1名は産休に入ったため、実質19人での活動となった）。

3つの小委員会（欧州2つ、PCT1つ）を編成した。コロナ禍のため、原則としてTeamsを用いたウェブ会議での小委員会活動を行った。開催頻度については各小委員会が必要に応じ設定し、月1～2回実施した。

2021年度は夏と春の国際合同委員会が中止と

なったため、委員会の中で成果報告会を実施した（3月）。

2. 委員会の活動概要

2.1 2021年度の活動方針

2021年度は、①グローバルに活躍できる知財人材となるための機会を提供する、②国内外への情報発信によりJIPA会員の知財活動に貢献する、という2つの方針の下、担当地域の中から、欧州及びPCT制度について調査・検討を行った。

2.2 各小委員会の活動

(1) 第1小委員会（7名）

調査テーマとして、「EPOの審査スピードと審査の品質に関する研究」に取り組んだ。EPOでは、審査スピードが迅速化する施策を進めているが、審査品質がそれに伴いどのように変化しているのかについて調べた。

調査内容は、異議申立による審査結果の維持・取消、独自の先行技術文献の発見、その文献の他庁における採用状況とした。結果としては、審査品質が大きく低下しているという傾向は見られず、審査スピードが向上しているが審査品質は概ね維持されているものと考えられた。ただし、やや品質が低下している部分もあり、適宜EPOに対する提言に繋げたい。調査結果は、知財管理誌に論説として投稿する。

(2) 第2小委員会（6名）

調査テーマとして、昨年度に引き続き「英独仏以外の欧州諸国の知財制度の研究」に取り組む、欧州における主要国（英独仏）以外への事業展開の際に有用な知財情報として、訴訟等の知財リスクや、出願国の選定に役立つ各種統計・制度情報を取りまとめた。

2020年度のスペイン、イタリア、スウェーデン、ポーランドに続き、2021年度はオランダ、フィンランド、ロシアを対象として、経済状況、知財制度および出願・訴訟の実態について調査を行った。これにより、欧州の主だった国をカバーできたと考える。侵害訴訟ではいずれの国も原告勝訴率が低いことや、国による無効の抗弁の可否の違いなど、各国での出願、訴訟につ

いての特徴に基づき提言をまとめ、知財管理誌に論説として投稿する。

(2) 第3小委員会（5名）

調査テーマとして、「PCT出願における国際調査機関の調査品質に関する考察」に取り組んだ。

近年、PCT出願における国際調査機関は増加しており、将来的にもこの傾向は続くものと考えられる。PCT出願の国際調査報告の品質は、特許性の予見性に直結するため、出願人にとって重要である。しかし、特許調査および審査の経験が豊富な5大特許庁（日・米・欧・中・韓）以外の調査機関の調査品質については、十分に明らかになっていない。

そこで、当小委員会では、5庁以外の国際調査機関として、シンガポール、ロシア、インドに着目し、調査能力に関する実態調査を行った。先行技術文献の引用実績や調査結果の国内段階での採用状況について調べ、庁・調査機関への提言（調査品質の国際ハーモ、先行技術調査の多言語対応等）と、ユーザーへの提言（シンガポールを国際調査機関とする有用性や調査費用が廉価なインドの活用方法等）をまとめ、知財管理誌に論説として投稿する。

2.3 対外会合・意見発信等

当委員会では、担当範囲の知的財産制度改善に向け、担当範囲内の国や機関に対し意見発信を行った。2021年度はコロナ禍の影響により、国内外の会議がリモート（ビデオ会議）形式で実施された。

①第14回PCT作業部会（6月）

②EPOとユーザーとの審査の品質に関する会議（SACEPO）（6、10、2月）

③JPOとの意見交換（5月：PCT作業部会に向けた事前意見交換会）

2.4 その他

(1) 外国特許ニュース

欧州およびPCTに関する最新ニュースをチェックし、月2報のペースで外国特許ニュースを執筆し、知財管理誌に投稿した。

(2) 論説投稿・部会発表

2020年度の調査成果として、①イタリア・ス

ペイン・ポーランド・スウェーデンの知財制度に関する調査、②PCT協働調査プログラムへの期待を知財管理誌に論説として投稿し、上記①と③イギリス・ドイツにおけるライセンス・オブ・ライト制度に関する考察について部会発表を行った。

7. 国際第3委員会

1. 委員会の構成および運営

本年度の委員会活動は委員長1名、小委員長4名、及び委員30名の計35名で活動を行った。

2. 委員会の運営

調査研究を担当する3つの小委員会と、対外活動を担当する1つの小委員会の合計4つの小委員会を編成し、毎月定例で全体会議と小委員会活動を行った。各小委員会は、小委員長をリーダーとして活動した。上記の定例会議の他に、外部との意見交換会や、WIPO-PJとの連携WG等への参加をし、意見発信や情報収集を行った。

3. 委員会の活動概要

3.1 2021年度の活動方針

中国、韓国、台湾の主に特許に関する調査研究・対外活動を通じて、委員の知見の向上と、企業の知財活動へのフィードバックを活動方針として、本年度の調査研究は、中国に関して、権利化前を第1小委員会、権利化後のテーマを第2小委員会、戦略等のテーマを第3小委員会にて行った。対外活動を担当する第4小委員会は、中国・韓国・台湾の主に特許と実用新案に関して、要望の整理、パブリックコメントに対する意見の提出、外部との意見交換会等を行った。

3.2 各小委員会の活動

【第1小委員会】

中国における専利権等の取得に関する調査研究について、2つのWGに分かれて活動を行った。

(1) 第1WG：中国におけるAI/IoT関連発明の出願動向と明細書作成の留意点に関する調査研究。

中国において、2016年と2021年にそれぞれ発表された国民経済・社会発展5ヵ年計画等と言

及されるように、AIやIoT等を開発の重点として挙げており、実際、中国において出願が増えている。一方、AIやIoTに関する專利審査指南の改定から時間も立っておらず、明細書等における留意点等は不十分な状況であると考えられた。そこで、審査における保護適格性や記載要件等の視点で、事例の調査研究と中国の特許事務所へのヒアリング等を行った。その結果、保護適格性に関してはアルゴリズムの特徴に加え技術的特徴も含まれるようにする事、記載要件に関しては実施例を充実させる事、等の留意点を見出した。中国の特許事務所からは、AI/IoT関連であっても、方法ではなく物に関するようにする事によって、実用新案でも保護可能となる可能性についての情報が寄せられた。

(2) 第2WG：中国における分割出願の活用方法に関する調査研究。

中国の分割出願は、時期的要件や親出願の範囲内か否かの判断基準が日本と差異がある。このような差異に関して、企業の分割出願の考え方や分割出願の利用方法については知られていない。そこで、分割出願の活用方法や留意点等について、企業向けと中国特許事務所へのアンケート等を行った。

企業からは、分割出願を出願係属のために用いる、拒絶された請求項に対して新たな限定を加えるといった回答が得られた。一方で、分割出願を用いて権利行使まで行った例は少なかったが、中国では分割出願は親出願とは異なる発明でなければならないという判例が影響しているのかもしれない。また、分割出願の時期的要件の延長手段として、中国の特許事務所から、最近導入された遅延審査を用いるという意見もあった。

【第2小委員会】

中国での專利権活用に関する調査研究について、2つのWGに分かれて活動を行った。

(1) 第1WG：標準必須特許（SEP）に関する訴訟現状の把握。

標準必須特許（SEP：Standard Essential Patent）の増加に伴い、日本企業が中国におい

てSEP関連訴訟に巻き込まれるリスクも増大している。特にSEPの性質上、その訴訟が複数国にまたがり、複数の訴訟が行われている。

そこで、專利権侵害訴訟の実態を、知財訴訟データを用いて、2014年1月～2021年4月の判決で、判決文中にFRANDまたは無歧视（差別なし）が含まれるものとして39件を抽出した。そのうち17件が裁判管轄権に関する訴訟であり、その全案件において、中国国内で最初に訴訟提起された裁判所が管轄権を有する判決であった。また、39件の内、禁訴令判決では、全てで禁訴令を容認する判決であった。また、通信以外のSEPの動向として、39件の多くの案件が通信分野であったが、医薬、建築及び材料分野の案件の訴訟も存在した。

(2) 第2WG：不実施主体（NPE）関連訴訟現状の把握。

成長を続ける中国市場の重要性が高まっていることを受け、中国での事業規模が大きくなっている。事業規模が大きいほど懸念となるのが特許係争リスクであるが、特に事業主体を持たない不実施主体（NPE：Non-Practicing Entity）との特許係争リスクがある。米国市場では活発なNPEであるが、中国において対策の必要性を検討するために、訴訟分析を通じ中国におけるNPEの現状を把握することとした。

中国国内にあるNPEの助教の把握のために、中国の特許事務所へのヒアリングを行った。その結果、NPEの種類として、研究型NPE（技術の研究開発・産業化を主とし、訴訟の提起は少ない）、仲介型NPE（特許の売買等を主とし、まだ訴訟の提起事例は少ない）、訴訟型NPE、の3つがあることが分かった。また、NPEと思われる名称にて判例データベースで検索したところ、303件の判決がヒットしたが、米国と比較すると、多いとまでは言えない状況であった。今後のNPE訴訟の増減については、中国特許事務所の見解も割れており、懲罰的賠償制度の導入等から増えるという見解と、ディスカバリ制度がなく損害賠償額が米国程は高額でないことなどから増えないという見解とが得られた。

NPEに関連するものとして、2021年に最高人民法院は「最高人民法院による新時代の知的財産権審判業務を強化し、強大な知的財産権国家の建設のために強力な司法サービスと保障を提供することに関する司法意見（法発（2021）29号）を公表しているが、NPEの訴訟が本司法意見の悪意訴訟等に該当するか等は不明である。これらを総合的に考慮すると、NPEによる訴訟の増減等は予見し難く、動向が注目される。

【第3小委員会】

中国での知財に関する管理や戦略に関する調査研究について、2つのWGに分かれて活動を行った。

(1) 第1WG：中国現地法人の知財活動とガバナンス構築状況の調査研究。

日本のコーポレートガバナンス・コードの改訂を受け、国内と海外の知的財産権の活用による提供される価値の把握等がますます重要になってくるものと思われる。また、経済安全保障等も注目されており、知財に関するガバナンスはますます重要性が高くなるものと思われる。そこで、中国に注目して、中国現地法人の知財活動状況と中国現地法人に対するガバナンス構築状況を企業アンケートによって調査した。

具体的には、中国への技術移転、中国における秘密情報の取り扱い、中国における知財機能、特許権利化・権利の取り扱い、特許権の取り扱い、等についてアンケートを行った。

一例を紹介すると、中国への技術移転がある企業は4割程度あったが、そのうち秘密情報の移転の有無はそれぞれ半数であり、ノウハウ等として本国（日本）等で保全していることが推察されうる結果が得られるなど、興味深い情報が得られた。

(2) 第2WG：中国の気候変動への対応の調査研究。

気候変動への対応は世界的な課題であったが、SDGsにも繋がるものとして、カーボンニュートラルが注目されている。中国での取り組みについてどのようなものがなされているのか、知財権の視点から調査研究を行った。

中国政府からは、『国務院による2030年までの炭素排出ピークアウトに関するアクションプランの通知』や『炭素排出ピークアウト十大行動』等が出されていることから、企業においても、それに呼応した何らかの研究開発活動が行われている可能性があった。そこで、大手の物流企業、自動車会は、エネルギー関連企業について、マクロレベルで特許調査を行った。その結果、ドローンを用いた物流に関する特許、燃料電池を利用した自動車に関する特許、CO₂の捕捉に関する特許、等があることが分かった。中国政府の発表から現時点では時間が経っていない等により、特許出願が少ない、あるいは公開されていない可能性もあり、今後の動向が注目される。

【第4小委員会】

中国・韓国・台湾の主に特許と実用新案に関する対外活動を担当する小委員会として活動を行った。2021年度から、当該対外活動は国際第3委員会にて対応することとなったが、アジア戦略PJの経験者にアドバイザー委員として協力を得ながら活動を行い、同時に課題の把握も進めた。

まずは、中国・韓国・台湾の主に特許と実用新案に関する要望の整理を進め、現状の把握を行った。

外部団体との意見交換としては、整理した要望を参考に、2021年6月には第9回日中法制度・運用意見交換会に他の専門委員会と共に参加し、国際第3委員会からは、補正の時期要件、分割出願時期要件、権利化後の訂正範囲拡大について要望を行った。また、2021年10月には令和3年度知的財産保護包括協力推進事業である日中共同研究意見交換会に他の専門委員会と共に参加し、国際第3委員会からは、訂正審判制度の導入と、訂正範囲の拡大について要望を行った。

パブリックコメントについては、実務への影響度と整理した要望も参考にして検討を行い、意見の発信を行った。

8. 国際第4委員会

1. 委員会の構成

総数：15名

内訳：委員長1名，副委員長5名，委員9名

補足：途中，委員1名の活動休止により，14名で終了

2. 委員会の運営

小委員会数：3

開催形式：オンライン会議+ハイブリッド

特記事項：

- ①オンライン下でもメンバー同士の交流活性化と効率的な調査研究との両立をめざし，全体委員会と小委員会とを切り分けて推進。※ハイブリッド会議（11月，12月）も開催
- ②全体委員会では，新たな知見の取得を目的に，「学びの時間」を設け，委員会メンバー各社の知財活動を共有し，意見交換実施。

| | |
|-------|--|
| 全体委員会 | 1回/月；1～1.5時間 |
| | ・理事会議事の共有 ・学びの時間 ・小委員会取り組みに関するグループ討議 |
| 小委員会 | 1～2回/月；1～1.5時間 |
| | 専門的な調査研究に関する討議 |

3. 委員会の活動概要

(1) 2021年度の活動方針

「コロナ禍でも現地に根付いた最新の運用実態」，「情報の鮮度」，「会員企業に有用な情報のスピーディーな発信」にこだわり，楽しく活動する。

(2) 各小委員会の活動

【第1小委員会】

「ASEANにおける「特許活用」の「今」をお届けします！」

日系企業にとってASEAN諸国は重要な市場のひとつであるが，得られる知財情報は，質も量も鮮度も十分とは言い難く，特許権の権利活

用となると，なおさらである。

そこで，第1小委員会では，技術供与を伴う特許活用に着目し，情報の鮮度にこだわりながら，ASEANにおける特許活用の「今」を紐解き，鮮度の高い情報発信を目的に，調査研究を行った。具体的には，シンガポールの通商産業省下に設立され，技術マッチング等を仕掛けるIntellectual Property Intermediary (IPI) や，JETROシンガポール，あるいは技術供与を伴う特許活用を積極的に仕掛ける日本企業（自動車，電機）の担当者を含む有識者ヒアリング等を通じて，最新の運用実態を把握し，その結果に基づいて留意点を検討した。

<研究成果>

知財管理誌投稿予定（2022年7月入稿予定）

【第2小委員会】

「インド，インドネシアにおける最新の法改正動向を解明し，今すぐ役立つ情報を発信します！」

インドやASEAN諸国では，急速に知財法整備が進んでいる。そのため，より良い知財実務を実現するには，最新の法制度を把握し，留意点を押さえることが重要である。そこで，本年度は，日系企業にとって関心度及び影響度が大きい，インドとインドネシアを取り上げ，調査研究を行った。

<インド>

インドでは，2020年10月に施行された改正特許規則に基づく新しい特許実施報告書（新Form27）の運用実態及び課題認識の整理を取り上げた。本活動では，まず，JETROニューデリー，インドIPGと連携し，現地代理人ヒアリングを通じて運用実態や手続き上の留意点を把握した。次に，新Form27を用いた運用開始後，アンケートを通じてJIPA会員企業の課題認識を把握し，インド特許庁等への提言内容を検討した。

<インドネシア>

インドネシアでは，2016年特許法改正を含む2016年～2021年までの間に改正された特許法規則を整理するとともに，現地代理人へのヒアリングを通じて最新の運用実態を把握し，留意点

を検討した。

＜研究成果＞

インド：手続き上の留意点に関する報告書発行（JETRO連携；2021年6月発行済）、外国特許ニュース発行（2022年3月）

インドネシア：インドネシアにおける特許権取得・権利行使上の留意点（第二版）発行予定（2022年5月入稿）

【第3小委員会】

「IPランドスケープを通じて、新興国における新たな兆しを発信します！」

IPランドスケープを軸に、担当領域で事業的に成功を収めるグローバル企業が、実際どのような出願戦略等を進めているのかを具体的に特定し、会員企業が各国で出願戦略等を策定する際に有用な情報の提供をめざし、活動を行っている。本年度は、知財環境の進展等が著しいインド及びイスラエルに焦点をあて、事業・市場・知財の3方向から調査分析を行い、グローバル企業の出願戦略のヒントや新たな兆しを探った。

＜インド＞

インドでは、グローバル企業の参入等により市場成長が著しく、また標準必須特許（SEP）を主軸とした知財訴訟等も活発化している「通信・IT分野」に着目し、グローバル企業5社（Ericsson, Huawei, Qualcomm, Samsung, Xiaomi）に照準を絞り、インドにおける特許訴訟や特許法改正動向等の動きも織り交ぜながら、各社の知財活動の特徴等を検討した。

＜イスラエル＞

イスラエルでは、JETROテルアビブとの意見交換を通じて、最新のイスラエルの経済動向やイノベーション政策の実態等も調査しながら、2018年に米国Intelに1.7兆円で買収される等、イスラエルのスタートアップ企業の中でも成長が著しいMobileyeに照準を絞り、その特許出願動向等を調査しながら、なぜIntelから買収されるに至ったのかを探った。

＜研究成果＞

インド通信・IT分野×SEP調査分析：知財管理誌投稿予定（2022年8月入稿予定）

IPLから読み解く、Intelによるイスラエル企業Mobileyeの買収理由：外国特許ニュース発行予定（2022年5月予定）

(3) 意見発信・対外会合等

対外会合等（パブコメ提出含む）：9件

JIPA会員企業のより良い知財実務実現に向け、法規則の改善／適正化を目的に、JETROや各専門委員会等とも連携しながら、対外会合やパブコメ提出等を通じ、多面的かつ現場に根付いた意見発信・提言を行った。

①JETROニューデリー、インドIPG連携による「インドにおける新特許実施報告書（新Form27）提出に係る留意点」報告書発行支援（6月）

②WIPO-JIPA意見交換（7月）

③シンガポール知的財産庁（IPOS）宛「Public Consultation on Intellectual Property（Amendment）Bill 2021」に係る意見提出（8月）

④「インド特許制度に関する課題認識・改善要望」に関する特許庁国際協力課との意見交換（9月）

⑤「特許審査ハイウェイ」に関する特許庁審査基準室、品質管理室との意見交換（9月）

⑥「新興国における電子インフラの課題認識」に関する特許庁情報技術統括室との意見交換（10月）

⑦JETROニューデリー、インドIPG連携による「新インドForm27運用実態の把握と課題認識」（11月～2022年2月）

⑧タイ特許庁（DGIP）宛「強制実施権に関するタイ特許法改正案」に係る意見提出（2022年2月）

⑨日フィリピン知財実務者対話（2022年3月）

(4) その他

外国特許ニュース：14件（発行予定含む）

9. 医薬・バイオテクノロジー委員会

1. 構成及び運営

2021年度の医薬・バイオテクノロジー委員会は、委員長1名、委員長代理1名、副委員長6

名, 第1小委員9名, 第2小委員6名, 第3小委員6名, CBD WG6名の計28名で構成した。

正副委員長会議並びに第1から第3小委員会までの各小委員会及びCBD WGは原則毎月定期開催し, 年5回(4月, 6月, 9月, 12月, 3月)の全体委員会も開催した。

2. 活動の概要

2021年度もCOVID-19感染症の影響下, Web会議を中心とする委員会活動となった。

(1) 前年度の繰越

前年度の繰越(旧第1小委員会テーマ)として, 下記論文を知財管理誌に投稿し, 同内容を2022年2月の東西部会にて発表した。

「次世代医療基盤法施行後のデータ利活用の現状と今後の展望」知財管理2021年11月号掲載。

(2) 特許庁等との意見交換会

①CBD WG: DSIとWIPO IGCにおける特許等出願書類への遺伝資源の出所等開示義務に関する意見交換(8月21~23日[メールベース], 2月7日)を行った。

②WIPO, Patents and Technology Sector JORGENSEN 事務局次長等との意見交換(6月29日)

(3) 意見要望書等の提出

①特許庁宛「中韓台要望書(前年度からの追加分)」の提出(5月14日)

②JETROソウル宛「SJC建議事項」要望提出(8月24日)

③中国国家知識産権局宛「専利審査指南改正草案(意見募集稿)」に対する意見提出(9月22日)

④特許庁国際政策課宛「2021年度中韓台要望書」提出(10月8日)

⑤WIPO SCP (Standing Committee on the Law of Patents) / 33rd sessionにおけるStatement発表(12月8日)

⑥タイ知的財産局宛「タイ特許法改正に関するパブリックコメント」(2月2日)

(4) 外部団体との意見交換会

①日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会との意見交換会を開催(11月19日)。先方

から「バイオ関連・医薬発明の審査・運用等についての調査・研究及び提言」及び「日本のバイオ・ライフサイエンス産業の国際的競争力の特許面からの調査, 研究及び提言」について, 当委員会から「次世代バイオテクノロジー関連ビジネス(医薬品, 食品, 化粧品, 環境, 化学品など)における知的財産戦略」, 「医薬・バイオテクノロジー分野におけるビジネスエコシステム(産学官連携を含む)の知的財産に関する研究」, 「近未来医薬バイオ技術(サステイナブルバイオテクノロジー, デジタルセラピューティックス, アストロバイオテクノロジー等)に関する知財研究」及び「生物多様性条約(CBD)対応」について説明しその後, 意見交換を行った。

②CBD WG: DSIとIGCに関するアンケートを委員会内で実施しそれを元に, そしてその後の進捗を受け一般財団法人バイオインダストリー協会(JBA)と意見交換(9月28日, 2月15日)を行った。

(5) 委員派遣等

①R3年度審判実務者研究会に白木副委員長を派遣。

②R3年度審査応用能力研修に小林(洋), 松尾各委員を派遣。

③R3年度経済産業省委託事業 生物多様性総合対策事業 タスクフォース委員会に沖田副委員長を派遣。

④(JIPA内) WIPO PJ WIPO WGに白木副委員長を派遣。

(6) 東西部会発表

前記(1)「前年度の繰越」以外の報告なし。

(7) 知財管理誌投稿

前記(1)「前年度の繰越」以外に, CBD WGから下記論文を知財管理誌に投稿した。

「DSI(デジタル配列情報)と知的財産権」知財管理2022年1月号掲載。

(8) 委員会活動

【第1小委員会】

「次世代バイオテクノロジー関連ビジネスにおける知的財産戦略」(最終年)

第1小委員会では、次世代のバイオテクノロジーを用いた関連ビジネス（医薬品の他、化粧品、化粧品、食品等も含む）について、どのような会社がどのような知財を出願しているのか、あるいは、どのような分野・技術において各社がどのような知財戦略を取っているのかを調査・検討し、論説として投稿を行うことを予定している。

2年間を通して活動し、1年目の2020年度はインターネットやデータベースによる検索・調査や、BioJapanへのWeb参加などにより広く情報の収集を行い、2年目の2021年度は具体的な技術分野としてスマートセルやCRISPR/Cas9及びmRNA医薬にフォーカスし、これらの技術を用いた製品を有する各企業の知財活動についての詳細検討・検証を行った。

なお、コロナ禍でも活動しやすいように、主にゲノム編集等（CRISPR/Cas9及びmRNA医薬）とスマートセルの2つの班に分かれて活動を行い、論説も、この2つの構成で本年度中にまとめ、来年度投稿することを予定している。

【第2小委員会】

「医薬・バイオテクノロジー分野におけるビジネスエコシステム（産学官連携を含む）の知的財産に関する研究」（2年目）

第2小委員会では、医薬・バイオテクノロジー分野におけるエコシステムの現状を調査・検討し、その課題を明らかにすることで、エコシステムを成功に導くための手段・方策を提言することを目指している。

2021年度は、ビジネスエコシステムにおいて連携の場を提供し様々なサポートを行う組織（以下「プラットフォーム」と呼ぶ）と、エコシステムに関する識者へのインタビューを行い、連携の場に集まるプレイヤー間のマッチングを成功させるためには、プレイヤーとしてのスタートアップや事業会社がどんな課題を有しているのか、又そのあるべき姿とはどんなものなのかについて議論・検討を行った。

インタビューでは、主に、プラットフォームが行っているマッチングに対する取組や、マッ

チングにおける課題について聞き取り・質疑を行った。インタビューにより得られた情報から、マッチングにおいては、初期評価を進める上での非秘密（ノンコンフィデンシャル）情報の情報管理、提携にあたり行う対象企業や技術に関するリスク評価（DD：Due Diligence, デューデリジェンス）のやり方、スタートアップにおける知財戦略、外部環境を含めたマクロ動向分析（例えばIPランドスケープ）等に課題があることが明らかになってきた。

2022年度をまとめる論説では、先に挙げた課題を論点とし、それぞれの問題に対して対応方針や解決策の提言を行うことを目指す。まずは、各論点について、日本および海外の成功事例を調査し、議論の足掛かりとする。2022年度は活動成果として知財管理に論説投稿を行う予定である。

【第3小委員会】

「近未来医薬バイオ技術に関する知財研究」（1年目）

第3小委員会では本年度より中長期テーマとして近未来医薬バイオ技術を題材とした知財研究への取り組みを開始した。第1段階として、近未来医薬バイオ技術として現在どのような技術が知られているかを、インターネット、書籍、企業・ベンチャー・大学等のウェブサイト、特許等のデータベースから情報収集を行った。第2段階として、多種多様な医薬バイオ技術の情報を整理・分類し、次の5つの候補技術分野を取り上げた：「ウェアラブル×ヘルスケア」、「埋め込みデバイス」、「スマートセル」、「ナノテクノロジー×バイオ・ライフサイエンス分野」、「治療でのDX」。現在、第3段階として、それぞれの技術分野においてどのような出願傾向が認められるかを大まかに把握していく作業を行っている。次年度は、これらの瀬踏み調査を進めることで論説化テーマの絞り込みを行い、年度の後半から本格的な深堀調査を開始することを予定している。

【CBD WG】

「生物多様性条約（CBD：Convention on Bio-

logical Diversity) と知的財産制度との関係に関する研究と意見提言」(中長期テーマ)

CBD対応WGでは、主に1)WIPO IGC(Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore)における特許等出願書類への遺伝資源の出所又は起源の開示義務、および2)生物多様性条約締約国会議(COP: Conference of the Parties)におけるデジタル配列情報(DSI: Digital Sequence Information)の利益配分に係る議論の知財活動への影響について、情報収集と意見提言を行っている。

WIPO IGCにおける特許等出願書類への遺伝資源の出所等開示義務に関しては、それらが特許実務および事業へ与える影響について委員会内で行ったアンケートの結果を特許庁へ提出するとともに意見交換を行い、JIPA側の意見・要望を特許庁に伝えた。この他、DSIに関して、主要国における特許明細書への起源の開示義務の有無、利益配分の有無等を調査し、知財管理誌の論説にまとめ投稿した。また、COP15に向けたDSIに関する利益配分の議題について、DSI交渉方針検討会(生物多様性総合対策事業タスクフォース委員会)への参加やJBAとの意見交換を行うことで、DSIの利益配分に係る知財制度との関係について産業界の考えを伝えた。

【ポスターセッション】

第21回JIPA知財シンポジウム(2022年2月2日開催)においてポスターセッションに参加した。

【WIPO SCP】

2022年12月6日～9日にかけてGeneveで開催されたSCP/33にWeb経由で参加し、「Patent and Health」のパートで産業界の意見(Statement)を述べ、JIPA HPにて参加報告を行った。

(http://www.jipa.or.jp/katsudou/kokusai_katsudou/211209_wipo_scp.html)

10. ソフトウェア委員会

1. 構成及び運営

2021年度の構成は、委員長1名、小委員長2

名、副委員長2名を含む計26名であった。2つの小委員会を設け、各小委員会に2WGを設ける体制とし、活動を行った。全体会を4月(キックオフ)、10月(中間報告)、及び3月(最終報告)に行い、WGは毎月1回計9回開催した。20年度は情報収集などインプットを中心とする方針下で活動を行ったのに対し、今年度は全WGが論説を執筆する原則に回帰する方針とした。

2. 各小委員会の活動概要

2.1 第1小委員会

第1小委員会は、ソフトウェア特許に係る国内外の法制度を共通テーマとし、2つのWGを設け、以下の内容で活動を行った。

(1) 第1小委員会第1WG

テーマ:「各国のソフトウェア知財制度に関する調査・研究」

欧州のソフトウェア関連発明の発明該当性を中心に、AI、ブロックチェーン、ビッグデータなど、主要なソフトウェア技術に焦点をあてて、発明該当性を中心に権利化の対象や方法を調査・研究した。特に、欧州において非技術的認定を克服した事例を複数分析した。その結果ハードウェアと関連付ける、データの内容を具体的にする、主題を見直す等が非技術的認定に基づく拒絶理由の解消に有効であることが確認された。論説では、当該事例と、そのファミリー特許の審査経過とを合わせて紹介し、グローバルでの権利化を目指す実務家に参考となる方向で成果物をまとめる予定である。

(2) 第1小委員会第2WG

テーマ:「ソフトウェア関連発明の出願意義」

リーマンショック後に日本企業の研究開発投資が長く回復せず、日本への特許出願も減少傾向にある中で、特許権の行使や利用に関する制度調査・研究などを通じて、ソフトウェア関連発明の出願意義を検討すべく、調査・研究を行った。その結果、権利侵害の発見が容易ではないといわれるソフトウェア分野に属するスタートアップ企業にとっては、権利行使の用途で捉えると特許出願に消極的になりがちであるところ、資金調達を目的とした用途で捉えても

特許出願の意義があることが確認された。特に、ビジネスに強く関連する特許を出願することで、VCからの資金調達、知財担保融資、IPOなどスタートアップ企業が成長していく中の様々な資金調達の場面で有用であることが推定された。これらの仮説を裏付ける事例と考察を論説にまとめる予定である。

2. 2 第2小委員会

第2小委員会は、ソフトウェアビジネスと知財の在り方の調査・研究を共通テーマとし、2つのWGを設け、以下の内容で活動を行った。

(3) 第2小委員会第1WG

テーマ：「スマートシティの知財戦略」

スマートシティに対する取り組みが各社・各自治体において現実化しつつあるところ、先行して取り組まれている事例における知財戦略等を解析することで、今後の各社の事業やビジネス戦略に役立てることを目標として、調査・研究を行った。

具体的には、スマートシティ事例を課題解決型（地域課題解決のための事業実施）、機能向上型（既存のサービス、都市機能の向上）、需要創出型（地域開発による不動産価値向上、観光需要創出、産業育成）の3つに大別し、それぞれの知財活動の特徴を調査・研究した。その結果、需要創出型はコアとなる部分について特許化されており、それを中心にビジネスを展開する意図も確認された。しかし、出願がまだ少ないため、需要創出のためにまったく新しいイノベーションが必要になるのではないかと考えられる。各社、新しいビジネスに関しては試行錯誤段階であり、出願がまだ少ない理由ではないかと推定され、今後、各社がどのような新しいイノベーションを出してくるのか、動向が注目される。これらの考察およびその裏付けとなった事例を、論説にまとめる予定である。

(2) 第2小委員会第2WG

テーマ：「プラットフォーマーのビジネス動向と知財戦略に関する調査・研究」

GAFGAの他、Microsoft、Oracle、eコマース分野で近年台頭するShopifyなど、いわゆるプ

ラットフォームビジネスの動向を調査し、各社の知財戦略を調査・研究した。

対象としたプラットフォーマーおよび抽出された知財戦略・知財動向の概要は以下の通りである。

①Alphabet (Google)

- ・一時は自前特許増強をリスク対策としていたが、近年は「自社特許をテコにした特許非武装の仲間づくり」戦略をとっていると考えられる。

②Apple

- ・2012年をピークとしているものの、そこから概ね出願件数は横ばいであった。

③Meta (Facebook)

- ・SNSからサーバ、チップといった製品・サービス開発の流れに合わせて特許を取得しており、開発規模の小さい黎明期においては、特許を訴訟から事業を守るための有力な手段として活用していたことが伺えた。

④Amazon

- ・出願件数及び譲受件数：2006年から2010年にかけてに急激な伸びがみられたが、2015年をピークに漸減している。出願人をAmazon Technologiesを出願人とする出願が全体の9割を占めており、ECが主要事業ではあるが、AWSを始めとしてコンピューティング技術に力を入れていることが確認された。

⑤Microsoft

- ・プラットフォーマーが利益を独占することなく、プラットフォームに参加する企業（特に新規参入・スタートアップ）とWIN-WINの関係構築のための「Shared Innovation Initiative」などにも取り組んでいる。そのため、保有特許の役割が、単に自社の訴訟防衛やライセンス収入から、プラットフォーム参加者を含めた防衛にまで拡大していることが確認された。

⑥Alibaba

- ・米国出願件数は右肩上がりに増加しているが、上位の筆頭IPCの割合は低下していた。一般的には、自国（中国）出願の中から、

重要な事業領域に該当するものを選定して米国出願を行うため、米国出願のバリエーションは自国よりも少なくなることが予想されるところ、Alibabaの場合は、特に2013年以降出願の筆頭種別の数が大幅に増加しており、様々な分野において米国出願を行ったことが確認された。

今後は以上の各プラットフォーム事業動向・知財動向の詳細を解説しつつ、各事業分類(SNS, ネット広告, ポータルサイト, サーバサービス…)において、参入プラットフォームの事業戦略・知財戦略の対比・体系化を行い、論説にまとめる予定である。

3. その他の活動状況

3.1 委員派遣等

(1) AIPPIコンピュータソフトウェア特許研究会

2010年度から継続してAIPPIソフトウェア特許研究会に委員派遣をしている。

研究会の課題は、欧米を中心としてソフトウェア関連発明に関する審査基準や判例等の研究が中心であり、課題毎に派遣委員を募集する形態としている。

2021年度は全7回が開催されたが、コロナ禍のため全てリモートで実施された。資料や結果は適宜に委員会内で情報共有を行った。

(2) 令和元年度審査応用能力研修2

特許庁審査官向けの研修の「討論1」へ委員1名を派遣した。企業側の参加者として特許庁審査官と討論を行った。

(3) JIPAシンポジウム

WG活動を紹介する動画を作成した。

3.2 意見書提出・外部連携

2021年10月29日実施の令和3年度 知的財産保護包括協力推進事業 日中共同研究 意見交換会について、JIPA側の講演者として、国際第3委員会とりまとめの下、ソフトウェア委員会より委員長1名、副委員長1名を講演者として派遣した。講演においては、中国のソフトウェア特許の登録率が他の分野より低い傾向があること、発明の保護適格性に関する審査指南の改定案が、他国よりも厳しいものになりえる恐れ

があることを論じた。

11. 著作権委員会

1. 構成及び運営

2021年度委員会は委員長1名、副委員長5名、委員17名、合計23名の構成であった(途中1名減)。

原則、毎月1回の定例委員会をWeb会議形式で実施(8月は夏季休会)。定例委員会は原則として2部構成(全体委員会及びチーム別活動)とし、前半の全体委員会は委員会全体での活動、後半のチーム別活動はテーマごとに、国内動向チーム、国際&新技術チーム、リーガルナレッジマネジメントチームの4チームを組織した。

2. 委員会の活動

(1) 全体委員会(著作権政策・立法動向等の把握分析等)

著作権に関する政策・立法動向等を把握し、検討が進む事項についての理解と問題意識を委員会で共有することを通じ、委員の専門性をさらに強化することを目指して活動を行った。具体的には国内動向チームの委員が輪番で関係会合(知的財産戦略本部、文化庁文化審議会著作権分科会各小委員会等の各政府審議会)を傍聴し、全体委員会にて発表、それに基づく意見交換を行った。

また、国内外の最新の著作権法やコンテンツビジネスに係るトピックについて、国際動向&新技術チーム、及びリーガルナレッジマネジメントチームの委員が調査研究した結果を解説・意見交換を行うことで、委員の理解深度化を図った。

(2) チーム別活動

上述の通り、国内動向チーム、国際動向&新技術チーム、リーガルナレッジマネジメントチームの4チームを組織した。各委員には可能な限り希望のチームに所属してもらい、年間を通じてチームで設定したテーマを主軸に活動を行った。各チームの活動概要及び活動成果は以下の通りである。

【国内動向チーム】

「著作権基本政策、法制度の動向調査研究」

をテーマに7名で活動した。主な活動内容としては、①2021年著作権法改正の内容分析、及び②現在政府において検討されている主要な著作権政策課題の分析である。

①については、2021年著作権法改正において、図書館関係の権利制限が見直されるとともに、放送番組の同時配信等に係る権利処理の円滑化のための規定が整備された。いずれも、2020年度から継続的に分析していた事項であったこともあり、改正法案が国会審議中の5月にその内容を全体委員会で速やかに報告するとともに、新旧対照表ベースの詳細な検討を行った。

また②については、2021年度の最重要政策課題として文化審議会著作権分科会基本政策小委員会を中心に検討された「簡素で一元的な権利処理方策」について、同委員会の傍聴や資料の分析を行い、今後、制度の具体化に当たって生じるであろう論点等を整理し、継続的に全体委員会にて状況を報告した。また、同分科会法制度小委員会下のワーキングチームで検討された「独占的ライセンスの追加的保護」については、法改正を提言する報告書が2022年2月にまとめられたところ、事前に中間まとめの内容を精査するとともに、検討結果を2021年12月の全体委員会で報告し議論を行った。

【国際&新技術チーム】

「国内外の著作権に関連する諸問題の調査、研究」をテーマに11名で活動した。

国際著作権法観点では「国際機関、海外諸国における著作権法制度等の検討についての調査・分析」として、WIPO動向及びUKIPO動向を中心に調査研究を行った。WIPO関連では今年度よりJIPA WIPOプロジェクトへ委員会連携メンバーとして参画し、WIPO Copyright and Creative Industries Sector事務局次長への表敬訪問、著作権管理課との意見交換を実施した。また国際的なハーモナイゼーションやエンフォースメントに関して文化庁著作権課国際著作権室とのウェブ面談を2回実施し、情報交換や今後の連携方向性について議論した。

新技術観点では、「新技術によるイノベーションが著作権法に与える諸問題の調査・研究」として、昨年度に引き続き著作物管理実務へブロックチェーン技術やNFT（Non-Fungible Token）を応用するための基礎知識やその活用事例の概要の調査研究を進めた。加えて、著作権管理におけるブロックチェーン導入のメリットや課題を複数の企業視点より行った調査研究を論説としてまとめ、知財管理誌へ投稿を行った（2022年度掲載予定）。

【リーガルナレッジマネジメントチーム】

【リーガルナレッジマネジメントチーム】

「企業の著作権関連教育、研修活動に資する調査研究」をテーマに4名で活動した。

今年度は、①JIPA研修への講師派遣・研修テキストブラッシュアップ、及び②「ヒヤリハット事例集」の作成を行った。

①については、A01入門コース「著作権制度」が配信で行われるため、その録画（コンテンツ制作）に講師を派遣した（2021年6月及び11月に配信済み）。また、近時の著作権法改正等も踏まえたテキスト改訂要否を検討した。

②については、著作権法をよくご存知ではない方に著作物の取扱いについて知ってもらうことを意図したもので、日々の業務でよくある著作権関連事例を委員から収集した後、これを加筆修正・編集した「ヒヤリハット事例集」を作成し、著作権委員会の会員企業向けに展開を行った。

3. 他委員会等との連携

・次世代コンテンツ政策プロジェクトとの連携
パブリックコメント対応等の政策提言活動については同プロジェクトを中心に活動した。委員会から数名プロジェクトメンバを兼任し、プロジェクトと委員会活動の連携を担った。

・その他のプロジェクト・委員会との連携

意匠権と著作権の保護が交錯する領域について欧州委員会への意見提言（意匠委員会と連携）やEU Data Act等に関する意見提言（フェアトレード委員会と連携）、英国知的財産庁「人工知能と知的財産：著作権と特許」に関する意見募集において「Computer generated works」、 「Text and data mining」について意見提言（AI

研究会と連携)を行い、会員企業の事業活動に資する国内外情報発信を積極的に行った。

12. マネジメント第1委員会

1. 委員会の構成と運営

マネジメント第1委員会は総勢38名で組織され、委員長を除く37名で3つの小委員会を構成して調査研究を行った。各小委員会は原則1ヶ月に1回の小委員会を開催して各研究テーマの調査・研究を行い、同じく1ヶ月に1回の頻度で開催する正副委員長会議で、委員会活動の方向性の調整と確認を行った。10月には、マネジメント第2委員会と合同で中間全体会議(Web方式)を開催し、各小委員会から研究テーマの検討状況を発表するとともに、マネジメント委員会全員で議論・情報共有を行った。また3月には、マネジメント第2委員会と合同で最終全体会議(ハイブリッド方式)を開催し、1年間の研究成果を報告した。新型コロナウイルス感染拡大のため、上記の小委員会、正副委員長会議および全体会議は、一部を除きWeb方式で開催した。

第1小委員会は、大谷小委員長および深江小委員長補佐と9名の委員で「DXの活用で知財業務はどう変わるかー知財DXのススメー」をテーマとして調査・研究を行った。データ、デジタル技術の進歩、社会課題の深刻化によって個人・社会は急速に変化しており、日本企業はDXを積極的に活用して様々な課題に対し新しい価値を圧倒的スピードで提供しなければならない。本研究ではDX先進企業の調査を通じて、DXの目指す姿や課題を整理し、知財部門が主体となってDXに取り組むことで企業における新価値創出のプロセスや企業文化を変えていけるのか、その際に知財業務はどう変わらなければならないのかについて提言すべく1年間活動を行った。

第2小委員会は、牛嶋小委員長および戸崎小委員長補佐と10名の委員で「自社技術のブランド力を高める知財戦略の研究」をテーマとして調査・研究を行った。自社技術の価値をステー

クホルダーに分かり易いロジックと魅せ方で可視化して訴求することにより、自社ファンを増やしていく、いわゆる「技術ブランディング」の手法が知られている。本研究では、技術ブランド力を高めるには因子があり、その因子に関わる知財活動を行うことで、技術ブランド力の向上を図ることができるのではないかと仮説を立てた。そして、この仮説の検証をすべく、JIPA会員企業へのアンケート及び、インターネットを活用し、技術ブランド力向上に向けて積極的に活動を行っている会社を調査し、前記の因子を踏まえて分析を行った。これらの結果をもとに、自社技術のブランド力を高めるにはどのような知財戦略を取るべきか提言としてまとめた。

第3小委員会は、五嶋小委員長および小川小委員長補佐と12名の委員で「知財部門が事業貢献するために必要な非知財知識の獲得と活用」をテーマとして調査・研究を行った。知財情報が経営・投資の文脈で語られる機会が近年増加し、知財情報に市場・財務・法律等の非知財情報を織り込んだ戦略的提言活動が知財部門の新たな役割(提供価値)として広く認知されてきた。しかしこれらの情報を表層的に組み合わせても提言先である社内顧客の共感は得られないという課題があった。そこで、共感を得るための非知財知識に着目し、「社内顧客のニーズを踏まえたゴールの設定・共有」「相手に伝わる切り口・表現」など、共創視点を意識した「4つのプロセス」を中心とする共感獲得の要諦を取り纏めて提言すべく1年間活動した。

2. 各小委員会のテーマ概要と活動内容

2.1 第1小委員会

(1) テーマ名「DXの活用で知財業務はどう変わるかー知財DXのススメー」

(2) テーマの背景

DXの本質は経営トップも巻き込んだ経営改革活動である。デジタル技術の進歩や社会課題の深刻化など、個人を取り巻く社会環境は急速に変化しており、企業はDXの活用により多様な価値提供・課題解決を圧倒的スピードで提供

していくことが望まれている。しかしながら、現時点では、企業活動においてDXの活用が十分には進んでいるといえない状況にあると思われる。社会や個人が変化するなかで、DX先進企業の調査を通じて、DXの目指す姿や課題を整理し、知財部門が主体となってDXに取り組むことで、企業におけるビジネスのプロセス・文化をどう変えていけるのか、その際に知財業務はどう変わるのか、変わらなければならないのかについて検討を行った。

(3) 活動内容

4月～6月：DXとはなにか、企業がDXを推進しなければならない背景について議論した。

7月～9月：DXに取り組んでいる企業についての文献調査を行い、4つの類型に分類することで企業が目指すDXについて整理した。さらには、企業のDXへの取り組み、知的財産部の関わりなどについてアンケート調査を実施した。

10月～1月：DX先進企業へのヒアリングを実施し、DX推進のための戦略分析を行った。

2月～3月：上記検討に基づく提言内容のまとめと論説の執筆を行った。

(4) 活動報告

まず、DXとはなにか、なぜ企業がDXに取り組まなければならないかについて議論を行った。その結果、デジタル技術の進歩や社会課題の深刻化など、個人を取り巻く社会環境は急速に変化しており、企業はDXの活用により多様な価値提供・課題解決を圧倒的なスピードで提供していくことが望まれていると考えた。

本研究では、企業が目指すDXについて①ビジネスプロセスDX、②ビジネスモデルDX、③ビジネスドメインDX、④文化・組織DXの4つの類型に分類し、議論を行った。

企業におけるDXの現状をアンケートで確認したところ、業務プロセスのデジタル化を進めている企業は多いものの、新価値創出に繋がる

ビジネスモデルDXやビジネスドメインDXを実施している企業は少なく、知財部門のDXへの関わりが限定的であることが見てとれた。そこで、知財部門が企業のDXを活用した新価値創造に積極的に関わっていくことで、様々な価値提供や社会課題の解決が推進されるのではないかと仮説を立て、DX先進企業7社に対しヒアリングを行い、DX推進のために取り組むべきことについて考察した。企業において新価値を創出するDXを成功に導くためにはチャレンジとスピードが重要となる。そのためには各部門がそれぞれボトムアップの形でビジネスプロセスDXを進めながら、トップダウンで企業文化や組織の変革を後押しすることが必要となってくる。一方、モノづくりの技術・ノウハウといった日本企業の強みに着目した“日本ならではのDX”を知財部門が自らの強みを活かして考えることで、新たなビジネスプロセスやビジネスモデルの変革を推進できる。さらには、それぞれの部門で保有する技術やデータを知財部門が連携・横渡しすることでDXが加速され、企業競争力強化に資する新たな価値の創出や企業文化や風土改革に繋がっていくのではないかと考えた。これらの議論を踏まえ、DX時代に求められる知財業務を“知財DXのススメ”としてまとめ、論説として2022年度の知財管理誌に掲載予定である。

2.2 第2小委員会

(1) テーマ名「自社技術のブランド力を高める知財戦略の研究」

(2) テーマの背景

昨今、自社技術の価値をステークホルダーに分かり易いロジックと魅せ方で可視化して訴求し、自社ファンを増やしていく、いわゆる「技術ブランディング」の手法が知られている。技術ブランディングの成功は、企業ブランディングへとつながり、最終的には企業の利益の増加に資することになる。しかし、従来の知財部門は、特許出願等を通して自社内の技術には関与してきたが、「技術ブランディング」の構築とは関わりが薄いのではないかと。そこで技術ブラ

ンディングにおいて、知財部門が貢献することは知財戦略の一つであり、技術ブランディングにおける知財部門の役割について考察し、技術ブランディングに資する知財戦略を検討した。

(3) 活動内容

4月～6月：技術ブランディングの定義、先行文献調査及び調査を踏まえた新規性の検討を行った。

7月～9月：知財が「技術ブランディング」で貢献するためには、①ブランディングすべき技術をどう特定するか？②ブランド力「X」を決定づける因子とは何か？の2つ課題があると考え、まず、上記①の検討・考察を行った。

10月以降：上記②の検討・考察を踏まえ、上記①②の課題及び、②の因子が適切であるか、を検証するため、2社へのヒアリング及びインターネットによる調査・分析を行った。

最終段階：ブランディングすべき技術は、ターゲット顧客を踏まえた差別化技術であることと、技術ブランド力「X」を高めるには、事業環境に合わせて適切な因子にアプローチがなされるように知財が先導して進めることを提言とした。

(4) 活動報告

まず、技術ブランディングとはいかなるものかを議論し、定義付けを行った。それと並行して、先行文献調査を行ったところ、「差別化技術がある際の事例がなく、自社の技術力の特定ができていない企業の技術ブランドの見出し方について」は無いこと、「技術ブランド力は何かで構成され、その構成要件に対して、どんな知財活動を行うべきか」まで考察された文献は無いことを確認した。上記から①ブランディングすべき技術をどう特定するか②ブランド力「X」を決定づける因子とは何かの2つの課題

を設定した。

考察にあたり、①については、差別化技術であっても、技術ブランディングが有効とは限らず、技術価値の目線だけでなく、ターゲット顧客に求められているか、客観的な効果を示せるか、といった事項が重要と考えた。また、②については、技術ブランド力は、技術・デザインは基より、ストーリー作り、生産・流通戦略、ネーミング、普及活動（信用力・販売力）等の因子があり、その因子と知財活動を組合せることで技術ブランド力の向上に貢献できるとの仮説に至った。

当該仮説を踏まえ、2社へのヒアリング及びインターネットによる調査・分析を行い、因子と知財活動をどのように組合せることで、技術ブランド力「X」を高められるのか、さらに検討・考察を行った。その結果として、具体的な戦術としての知財活動の提案と、事業環境に合わせて適切な因子にアプローチがなされるよう、知財が先導して進めるべき、との提言をまとめた。これらの提言は2022年度に知財管理誌に論説として投稿予定である。

2. 3 第3小委員会

(1) テーマ名「知財部門が事業貢献するために必要な非知財知識の獲得と活用～“刺さる”提言に必要な、共創視点と4つのプロセス～」

(2) テーマの背景

知財部門の戦略的提言活動の機会が増え、IPスキル標準やIPランドスケープなどにおいては、ビジネス系知識を提言に取り込むことで経営層等に有益な提言が可能となるとしており、その学習体系も整理されてきた。しかし、特許庁の大規模アンケートをはじめ、様々な会合や意見交換で見聞するのは「提案が相手に刺さらない（共感が得られない）」という課題意識であった。勿論提言内容自体が不十分であることも考え得るが、提言活動を実践している企業群を見るに提言に必要な基本的知識・スキルは備えていると思料される。おそらく、「刺さらない」は多くの企業が活動を進める際に向き合う課題と考えられるため、普遍的な対応方針や実践

的・汎用的な解法を探り、検討・提言することを目的とした。なお、検討の経過と共に「共感獲得」の比重が増したため、副題を付して検討内容が顕現するようにした。

(3) 活動内容

4月～6月：チームビルディングと共に、メンバーの課題意識から共通的な課題の抽出を行い、「刺さらない」の原因と思われる複数の要素を特定した。

7月～9月：これら複数要素に対する対処方法を網羅的にピックアップし、各要素を解消するための施策や留意点を検討した。

10月以降：検討結果から、より重要で解消されるべき要素を選定し、ディスカッションを通じて実務上どのように解消していくかを具体的に検討した。これに並行して、各要素への対応を「作業」として工程化・手法化、提言活動全体の俯瞰図（グランドデザイン）の中にプロットし、提言活動を意識的・明示的に行えるようにすることで、「刺さる」提言の再現性を高める検討を行った。なお、年間を通じて完全オンラインでの活動であったが、ニックネーム制の導入やディスカッションでは少数でのチーム編成を行うなど、メンバー間の交流を促進するための施策を実施した。

(4) 活動報告

提言内容が一定の水準に達していることを前提として、それでも「刺さらない」理由をディスカッションやアンケート結果等から抽出すると、経営層・事業部門・研究開発部門等の「社内顧客」が何を行っているのか、なぜそれを行っているのかなど、社内顧客の活動原理を想定以上に把握・理解できていないことが見えてきた。また、提言内容自体とは別に、伝え方や伝

えた後に提言が活用されるための「手当て」ができていないことなども掴めた。

提言に際して立脚すべき視点と、提案活動の中で実施すべき4つのプロセスを取り纏めた。

●「共創」の視点

社内顧客のニーズ・困り事を良く識り、知財情報を活用して一緒に実現・解決する姿勢

●4つのプロセス（ニーズ把握～提言取り纏め～提案に必要な要素・作業工程）

- 1) 課題設定力：「適切な提言」に至る「正しい問い」を立てる（課題の共有）
- 2) 共創言語化：「相手と共有したゴール」を言語的に可視化（意図の共有）
- 3) 共通言語化：「相手の言語体系・価値観」で提言内容を表現（意味の共有）
- 4) 伝わるデザイン：「書いた内容」と「伝えたい内容」の合致（意図の反映）

これらの視点・プロセスを織り込んだ提言の全体工程（グランドデザイン）を取り纏めると共に、個々のプロセスで活用可能なテンプレートの提供や俗人化させず組織的に継続実施していくための考え方や方法論への言及など、会員企業が「刺さる」提言を現実のものとするために何らか試行できる内容を発信する。本研究の結果は、論説として2022年度の知財管理誌に掲載する予定である。

13. マネジメント第2委員会

1. 委員会の構成と運営

マネジメント第1委員会は総勢36名で組織され、委員長を除く35名で3つの小委員会を構成して調査研究を行った。各小委員会は原則1ヶ月に1回の小委員会を開催して各研究テーマの調査・研究を行い、同じく1ヶ月に1回の頻度で開催する正副委員長会議で、委員会活動の方向性の調整と確認を行った。10月には、マネジメント第1委員会と合同で中間全体会議（Web方式）を開催し、各小委員会から研究テーマの検討状況を発表するとともに、マネジメント委員会全員で議論・情報共有を行った。また3月には、マネジメント第1委員会と合同で最終全

体会議（ハイブリッド方式）を開催し、1年間の研究成果を報告した。新型コロナウイルス感染拡大のため、上記の小委員会、正副委員長会議および全体会議は、一部を除きWeb方式で開催した。

第1小委員会は、清水小委員長および間瀬小委員長補佐と12名の委員で「企業の研究開発力向上に資する知財マネジメントに関する研究」をテーマとして調査・研究を行った。現在はVUCA時代と呼ばれるように企業の事業環境は、不確実かつ変化の時代であり、このような状況においても競争優位性を確保するためには研究開発力を向上させていく必要がある。本研究では、競争優位性を作り出すべき組織である知財部門としては、研究開発力の向上に資する活動として、開発テーマへの関与や共創活用への関与等をすべきではないのかと仮説をたてた。そして、この仮説の検証をすべく、マネジメント委員会内の会員企業知財部門に対してアンケートを行うとともに、具体的な活動を行っている企業にヒアリングを実施した。これらの結果をもとに研究開発力向上に資する知財部門はどうあるべきかを提言としてまとめる予定である。

第2小委員会は、渡邊小委員長および竹内小委員長補佐と8名の委員で「営業活動における知財情報の活用に関する研究」をテーマとして調査・研究を行った。DXを背景に、BtoB・BtoCに関わらず、企業での営業活動でのデータ活用が進んでいる中で、技術動向・課題・海外展開等を分析した二次的な情報も含め、知財情報活用の重要性は増していくと考えられる。本研究では、「企業における知財情報を活用した営業活動」について、情報提供のニーズについて、顧客・営業・知財部門の三者を起点とする類型分けを行ったうえで、営業ニーズ起点での知財情報の活用が活発であり情報収集・理解・伝え方が重要と仮説を立てた。この仮説の検証をすべく、JIPA委員会内の知財部門および営業部門に対してアンケートを行うとともに、具体的な活動を行っている企業にヒアリングを実施した。これらの結果をもとに知財部門

としてどのように営業活動に貢献できるかを提言としてまとめる予定である。

第3小委員会は、板東小委員長および岡小委員長補佐と11名の委員で「イノベーション創出に貢献する「架け橋」としての知財部門のあり方」をテーマとして調査・研究を行った。研究開発の成果である発明や、新たに開発される製品・サービスのブランドの保護・活用を担う知財部門には、日々社内全体のイノベーションに関する情報が集まるとともに、社内外の様々な関係者との連携基盤があり、それらのリソースを、企業のイノベーション創出の「架け橋」のキーとして活用することが期待される。本研究では、技術開発、製品・サービス開発、事業創出の各企業活動のフェーズにおいて、連携主体ごとに社内部門間、社外から社内、社内から社外を「架け橋」する各シーンを想定し、イノベーション創出のパターン（計9パターン）を定義し、各パターンについて、「架け橋」が求められる背景、「架け橋」の相手、「架け橋」としての知財部門の役割、求められる人材・スキル、情報の活用についての仮説を設定した。先進企業の活動事例（10社）をヒアリングし、イノベーション創出パターンごとに、知財部門が「架け橋」として機能することを可能にするポイントを考察し、いずれのパターンで「架け橋」としての役割を担いたいと考えるJIPA会員企業知財部門のマネジメントに資する提言をまとめる。

2. 各小委員会のテーマ概要と活動内容

2.1 第1小委員会

- (1) テーマ名「企業の研究開発力向上に資する知財マネジメントに関する研究」
- (2) テーマの背景

現在はVUCA時代と呼ばれるように企業の事業環境は、不確実かつ変化の時代であり、このような状況においても競争優位性を確保するためには研究開発力を向上させていく必要がある。本テーマでは、競争優位性を作り出すべき組織である知財部門としては、研究開発力の向上に資する活動として開発テーマへの関与や共創活用への関与等をすべきではないのかと考

え、研究開発力向上に資する知財部門はどうあるべきかを提言するために調査研究を行った。

(3) 活動内容

2021年は、残念ながらコロナ禍の影響を受け、ほぼWeb会議により活動せざるをえなかった。活動としては、4月～9月は本テーマの方向性を検討し、委員が課題に思っていることや、興味の確認、活動に対する意識合わせを行った。10月～12月は会員企業アンケートを実施し、その分析により得られた内容をより深掘するために会員企業に対してヒアリングを行った。これらアンケートとヒアリングから研究開発力向上に資する知財部門はどうあるべきかについて考察した。1月～3月は上記検討に基づく提言をまとめ論説執筆を行った。

(4) 活動報告

最初に小委員会委員が考える研究開発力向上に資するという点について議論を深め、意識を共有した後、研究開発に関連する周辺環境の現状、知財部門の変化、知財部門による研究開発力向上へのアプローチの現状を把握するために、会員企業の知財部門に対してアンケートを実施して結果を分析した。その結果、少なくとも直近5年程度の状況を見ても知財部を取り巻く環境変化が見られ、また知財部門についても変化が見られた。また、研究開発力向上に向けての知財部門の活動としても、開発テーマへの関与、共創活動への関与、研究部門とのミーティング、IPランドスケープなどの活動を行っている状況が見え、知財部門として一定程度の研究開発力アプローチをしていることは確認できたが、実施の活動強度は異なることが見えた。そのため、アンケート結果から積極的に研究開発力向上へ向けたアプローチをしていると思われる複数の会社へのヒアリングを実施した。ヒアリングの結果、知財部門において、積極的に情報収集、自社における無形資産を横断的に把握し、それをもとに経営層・事業部門へのコネクションを確保し、知財部のプレゼンスを高め、事業部門に対して積極的に提案を行っている企業や、共創の初期から関与を行い、幅広く共創

活動を支援するなどの活動を行っている企業が存在することが確認できた。

これらの調査結果を受けてさらに小委員会内で議論を行い、研究開発力向上に資する知財部門としては、知財部門の強みである「知財業務を通じて全社横断的に集約された情報の保有」、「長期スパンで俯瞰的かつ客観的な根拠（無形資産情報）に基づいてビジネスに見ることができる」点を生かして、①知財が重要となる未形成・未参入事業、新規・未着手技術分野におけるテーマの選定に関与を強化し、②新規ビジネス創出につながる共創活動に対する関与（ビジネスモデル検討、契約関連サポート、知財情報活用）についても強化を行い、そのためにも③無形資産情報の収集・管理・提供の機能を強化して研究開発力向上に資する情報の提供を行うこと、④それらに関連する部署の連携を橋渡ししていく活動を推進していくことを検討すべきこと、また、これを支えるスキルについて、現在足りない部分と考えられる、提案力、ビジネス構築力（契約スキーム検討）、データ分析・活用力、コミュニケーション力の取得を推進する必要があることを提言としてまとめた。今後論説を投稿する予定。

2.2 第2小委員会

(1) テーマ名「営業活動における知財情報の活用に関する研究」

(2) テーマの背景

DXを背景にBtoB・BtoCに関わらず、企業における営業活動でのデータ活用が進んでいることを背景に、技術動向・課題・海外展開等进行分析した二次的な情報も含め、知財情報活用の重要性は増していくと考えられる。その中でも、これまで大きく取り上げられてこなかった「企業における知財情報を活用した営業活動」の実態について整理・確認し、今後あるべき営業活動における知財情報の活用について検討した。

(3) 活動内容

4月～6月は、小委員会内で取ったアンケート結果をもとに、企業のバリューチェーンにおける知財情報活用の全体像と、代表的な事例を

紹介。営業活動においても、企画と販売の段階で情報活用されている実情が見えてきた。また、登録番号等の生の情報はカタログ等の販売の場面で、分析・加工された知財情報は企画段階で活用されていた。7月～9月は、知財情報の流れについて検討し、技術部門や経営に対する知財情報は、研究開発や経営判断などその部門の中で活用されるが、営業活動における知財情報は、営業部門を介して顧客まで届けられることに大きな違いがあることを見出した。また、知財部門から営業部門への知財情報は現在でも提供されているが、それらがどんなニーズによるもので、どのような使われ方をするか理解出来ていないケースもあり、知財情報の提供にあたって、顧客のニーズ、顧客のニーズをもとにした営業部門のニーズを正しく反映することで、適切な形で知財情報を提供することができると仮説を設定した。10月以降は、仮説を検証すべくマネジメント委員会第一第二委員会、特許第一第二委員会、意匠委員会、ライセンス委員会、情報活用委員会、医薬・バイオテクノロジー委員会の会員企業に対し、知財部門、営業部門のそれぞれにアンケートを実施。また、先資金業5社にヒアリングを実施。

(4) 活動報告

営業部門との関係性と知財部門の実態として、「営業部門と良好な関係を構築出来ている知財部門」と「営業部門との接点や関係性が構築できずにいる知財部門」の2極化している現状が明らかになった。

良好な関係を構築出来ている知財部門は、i ビジネス情報の収集、ii ビジネスの理解、iii 知財情報の伝え方、が適切に行えており、仕組み化し運用している知財部門も存在する。

各個社の置かれている状況に違いはあるものの、以下のStepを踏んでいき、知財営業活動のサイクルを回すことが、知財情報の営業活動への活用であると纏めた。今後論説を投稿する予定。

Step1. 自社の事業への造詣を深める（情報収集と理解）

Step2. 営業部門とのコミュニケーションと

関係性の構築（機会や量を増やす）

Step3. 知財視点のコンサルティングと捉え営業部門に発信・提言する

2. 3 第3小委員会

(1) テーマ名「イノベーション創出に貢献する「架け橋」としての知財部門のあり方」

(2) テーマの背景

イノベーション（社会に新たな価値をもたらす技術やビジネスモデルの革新）には異分野の技術や知見の融合、それを支える人や情報の連携が欠かせない。一方、知財部門には、日々の知財活動を通じて会社全体の技術開発やビジネスの情報が集まるとともに、人的／組織的ネットワークがあり、それらの基盤をうまく活用することで企業のイノベーション創出において人、情報を繋ぐコーディネータとしての役割を担うことが期待される。

(3) 活動内容

4月～7月：イノベーション創出に向けた企業活動を文献・Web調査。活動の目的・態様等からイノベーション創出活動を類型化。

8月～9月：類型化したイノベーション創出の「架け橋」パターン毎に仮説設定。

10月～12月：上記パターン毎に、知財部門が「架け橋」として活躍している企業にヒアリング実施。

1月～3月：ヒアリング結果に基づき上記パターン毎に注目ポイントを考察としてまとめ、提言を検討、論説執筆。

(4) 活動報告

技術開発、製品・サービス開発、事業創出の各企業活動（イノベーション創出のきっかけとなり得る活動）のフェーズにおいて、知財部門が①社内部門間、②社外から社内の方向、③社内から社外の方向に、人や情報を「架け橋」するシーンを想定し、イノベーション創出の「架け橋」パターン（計9パターン）を定義した。パターン毎に、「架け橋」が求められる背景、「架

け橋」の相手，知財部門の役割，求められる人材・スキル，情報の活用方法について仮説を設定し，知財部門がイノベーション創出の「架け橋」として活躍している9社にヒアリングを実施することにより検証を行った。

また，上記パターン毎に活動事例の裏にある特徴点を抽出し，それぞれにおいて知財部門が「架け橋」として機能するためのポイント（分野を跨る技術部門キーパーソンとの関係構築に向けた工夫点，経営層や社内各部門の多次元調整における効果定量表現や論理構築，課題形成・把握のための知財組織体制作りやビジネス知識の習得・活用等）を考察した。いずれかのパターンにおいてイノベーション創出の「架け橋」としての役割を担いたいと考える会員企業の知財部門の人材・組織マネジメントに資する提言を論説としてまとめる予定である。

14. 情報システム委員会

1. 委員会の構成

26名で構成し，委員長1名，副委員長8名，委員17名で活動を行った。

2. 委員会の運営

(1) 情報システム委員会活動

2021年度は3つの小委員会を設置して活動を推進した。委員会の運営は，正副委員長会議（正副委員長9名が出席），全体委員会（全委員26名が出席），及び，小委員会（3つの小委員会ごとに開催し，所属委員が出席）を定期的に開催し（月1回の定例），これらの会議体を軸に推進してきた。これらは年間を通じて全11回開催したが（8月は不開催），前年度からのコロナ禍の影響を受けて全てオンラインでの開催となった。日程についてはコロナ前からの慣例を踏襲し，全体委員会の開催日の午前中に正副委員長会議を開催して，当日午後の全体委員会及び各小委員会等の進め方を確認し，議論が円滑に進むように努めた。

正副委員長会議では，年間スケジュールの確認と共有，会議体の開催形式の確認，各社の勤務状況の把握など，運営態様の議論等を行い，

年間の活動をオンライン会合を中心としつつもフレキシブルに活動態様を模索する等，必要な議論を時機に応じて行ってきた。全体委員会は主として委員全体の情報共有の場とし，理事会の審議事項の共有，委員会全体に関する活動&運営上の議論，小委員会の状況報告，小委員会を跨ぐ依頼事項の確認などを行った。

2021年度も全員が集合する会合は年間を通して一度も開催できず，緊急事態宣言が解除されていた期間に関東・関西の集合拠点に分かれて数名が集合する程度のハイブリッド開催を行うにとどまった（11月度，12月度の委員会）。このため，前年に引き続いてコミュニケーション上の負担が大きくなったが，小委員長を始めとする各委員の努力により，リモートの特性を生かしてフレキシブルなミーティング設定やヒアリング設定を行う等の工夫を重ね，専門委員会として定めた調査・研究活動の年間計画を完遂した。

(2) その他関連活動

定期開催する小委員会に加えて，委員会外・対外的な活動に対応するために担当の委員を置いて活動した。特許庁との関連では，インターネット出願ソフトウェア連絡会（2021年7月19日，2021年11月17日，2022年2月21日の計3回開催）に正副委員長及び担当委員が参加した。第21回JIPA知財シンポジウムでは，担当委員を中心にポスターを作成し，他の委員会・研究会・PJと共にポスターセッションに参加した。

(3) JIPA研修講師派遣

9月開催の研修，C9Eコース「知財情報システムの活用」へ講師3名（現役委員1名，元委員2名）の派遣を行った。

(4) 成果物

ペーパーレスニュースの発行6回（第137-142号），論説の投稿1本（10月号「新型コロナウイルス感染症拡大を契機にした企業知財部門における課題対応」），別冊資料の発行（資料第503号「知財管理システム導入・更新における留意点」：2021年12月20日付発行），及び，東西部会での発表2回（6月度「新型コロナウイルス

ス感染症を契機にした企業知財部門における課題と対応」, 7月度「保有知財の維持放棄判断の効率化を実現可能な情報システムの調査」を行った。

3. 活動概要

3.1 小委員会活動

3つの小委員会を設置して調査・研究活動を推進した。各小委員会の活動の概要は次の通りである。

(1) 第1小委員会

調査・研究のテーマを「ASEAN・BRICS各国特許庁データベースサイトの実状および課題の調査研究」とし、論説投稿又は東西部会発表を目標成果物として調査・研究活動を推進した(5名, 小委員会を全12回開催)。

日本から海外への特許出願は微増の状況で、依然、米国・中国・欧州・韓国に集中している。また、主要国に次いで、特許出願件数を伸ばしているのはASEAN6か国およびインド・ブラジル等である。ASEAN・BRICS各国へ出願した案件の情報を正確に得るには各国特許庁DBサイトを利用するのが良いか、或いはPATENTSCOPEで十分なのか、といった情報の整理が必要である。

そこで、ASEAN・BRICS各国特許庁DBサイトのインターフェースや入手可能情報などの実態を調査した。あわせて、PATENTSCOPEとの比較分析を実施した。また、五大特許庁に関し、2019年度第1小委員会作成の五大特許庁サイト・PATENTSCOPEの情報を最新化した。各国特許庁DBサイトの実情の使われ方・有用な使い方を調査すべく、委員会内企業へのヒアリングを実施した。

成果については東西部会で発表を行う計画である。

(2) 第2小委員会

調査・研究のテーマを「企業内外の業務連携と知財管理システム構築・活用についての調査・研究」とし、論説投稿又は東西部会発表を目標成果物として調査・研究活動を推進した(12名, 小委員会を全10回開催)。

知財管理システムの特許事務所との連携機能にフォーカスを当て、クライアント側の視点だけではなく、システム連携先の特許事務所へのヒアリング(賛助会員へのアンケート)、システムベンダーへのヒアリングにより、全体最適化を行う為に導入検討中の企業が解決すべき課題、導入において生じる課題等の整理を実施した。

今年度成果は取り纏めて論説として発行する計画である。

(3) 第3小委員会

調査・研究のテーマを「企業活動のグローバル化に伴う知財管理システムで留意すべき点の調査・研究」とし、論説投稿又は東西部会発表を目標成果物として調査・研究活動を推進した(8名, 小委員会を全11回開催)。

知財管理システムは企業毎に独自の運用が行われているが、企業活動のグローバル化に伴って知財管理システムを海外グループ会社に導入する際に検討が必要となる課題等、各社が把握すべき共通課題が多く存在するとみられ、これらの整理が必要な状況にある。企業活動のグローバル化に焦点をあてつつ、知財管理システムを海外グループ会社に導入する際の留意点として特に知財管理のガバナンスの観点、及び、法令遵守の観点で課題を整理した。会員各社のグループ会社の形態によりニーズが異なり、規制も各国ごとに異なるため、ヒアリングを通じて留意点や対応事例の調査研究も実施した。

2021年度成果は取り纏めて論説として発行する計画である。

3.2 プロジェクト活動など

(1) 特許庁における手続のデジタル化推進計画等への対応

2021年3月31日に公表された「特許庁における手続のデジタル化推進計画」に関連し、他の専門委員会と共に特許庁手続書類のデジタル化に関する意見交換(①2021年5月13日, ②2021年6月4日, ③2022年3月9日の計3回開催)に参加した(①②は委員長が, ③は副委員長が参加)。①②の意見交換では手続面において現場で生じている課題などを特許庁の担当の方々に

お伝えし、③の意見交換では具体化されたデジタル化計画の説明を受けた状態にある。当該意見交換は推進計画の進捗に伴って継続されるものとみられ、特許庁に向けた意見発信、必要に応じて会員向けの情報発信を行っていく。

(2) グローバルドシエへの対応

五大特許庁（IP5）では、グローバルドシエにおいて優先開発五項目に対する取り組みを推進しており、IP5と各庁のユーザー団体及びWIPOの参加によるグローバルドシエタスクフォース（GDTF）会合において開発の進捗確認等が行われている。JIPAでは国際政策プロジェクトがGDTF会合へ参加しており、委員長が国際政策プロジェクト員として日本特許庁との意見交換（2021年5月12日、2021年12月7日、2022年2月9日、2022年3月4日の計4回実施）に参加した。

GDTF会合は前年度と同様に2022年2～3月にかけてメールベースでの意見交換とオンライン形式にて開催され（2022年2月22日に産業界会合、2022年3月4日にICG/GDTF会合が開催）、委員長が国際政策プロジェクト員として他のプロジェクトメンバと共に会合に出席し、開発項目の進捗に係る意見を述べた。

15. 情報活用委員会

1. 委員会の構成

2021年度の委員会は委員長1名、副委員長16名、委員42名の計59名で活動を開始した。

委員会は、4つの小委員会とし、それぞれの中に1つから3つのワーキンググループ（WG）を設け、全体で5WGとした。WG内に更にチームに分けて、全員が議論に参加しやすい体制で研究活動を行った。

正副委員長会議および委員会を毎月開催した。副委員長は小委員長の負荷軽減の課題に対応するため、小委員長補佐に委員会横串機能を持たせ役割分担を行うことで対応した。

2. 委員会の運営

2021年度は4月からすべてWEB会議を採用し、正副委員長会議（月1回開催）で委員会の方針決定、重要事項の審議を行い、各小委員長

を通じて委員会の活動方針、その他の情報共有を図った。9月に中間報告会を開催し、発表内容に対して異なるWGメンバーで構成した小グループでの議論を行うことで多視点からの意見を集約し研究内容のレベルアップや方向修正を行う場を設けた。成果報告会は3月に開催し、1年間の研究成果について活発な質疑応答を行った。

対外活動に関しては今年度も積極的に意見交換および要望提言を行った。具体的にはJPO、WIPO日本事務所との意見交換、ベンダー等との意見交換を実施した。さらに、下記委員の派遣を行った。

- ・ JIPA 定例研修B09コース 講師：神谷小委員長。
 - ・ (独) 工業所有権・研修館の「調査業務実施者育成研修評価委員」：石井委員長。
- COVID-19の影響を受けたが、WEB会議のメリットを活用し、
- ・ 従来の集合型では委員会への参加が難しかった方の参加
 - ・ 会議室制約による小委員会の人数調整不要等のメリットを活かすことができた。

その結果、例年と同程度の成果（知財管理誌投稿・資料発行・部会報告等）予定の活動ができた。

3. 各小委員会の活動概要

【第1小委員会】

「IPランドスケープ等の手法を用いた企業分析の研究」

- ・ IPランドスケープ（以下IPL）に関する研究を行った。関心の高い分野であるため委員会の約半数の委員に担当をしていただき、3つのWGで活動を行った。

IPLの事例集作成を主目的として、WG毎にテーマとするメガトレンドを選定し、欧米企業を対象として研究を行った。

研究成果は、資料発行および東西部会での報告を予定している。

- ・ 第1WG：「資源管理」
水資源に着目し、米国企業チーム、欧州企業

チームに分かれて研究を行った。

・第2WG：「カーボンニュートラル」

バイオジェット燃料、蓄電システムのチームに分かれて研究を行った。

・第3WG：「健康・医療」

予防、診断検査および予後の3つのフェーズでチームに分かれて研究を行った。

【第2小委員会】

「特許情報を用いたフォーキャスト、バックキャストの特徴分析」

外部環境を分析する優れたツールである特許情報を用いて、「人工光合成」「XR（医療）」「フレイル（虚弱状態）に関する技術」の3つの分野において、フォーキャスト、バックキャストにかかわる企業やタイミング等について日米の特許情報をもとに分析を行った。研究成果は知財管理誌に投稿予定である。

【第3小委員会】

「知的財産の価値評価の研究」

IPL、コーポレートガバナンスコードの改定等で知財価値評価の必要性が高まり、特許スコアの普及が進んでいるが、特許スコアには未確認な点が残し、懐疑的な見方も存在している。そこで、財務情報を利用し、相関分析によりインカムアプローチとの整合性と使用上の注意点を探るとともに、特許スコアを用いたM&A評価、重回帰分析等を試みた。研究成果をもとに知財管理誌への投稿を予定である。

【第4小委員会】

「新興国情報の調査と分析に関する研究」

近年、新興国の技術力向上が各国の特許価値の増加という形で顕在化しており、機会とリスクの評価において新興国を調査・分析の対象に含める必要性が増している。一方、新興国の情報については、特許・非特許ともに内容の充実度や信頼性が不明なことが多く、時には入手方法さえ分からない場合もある。そこで、新興国に対する方針・戦略検討を行う上での一助とすべく、知財・経済・政策等の各種情報を用いたIPLを想定し、情報ソースや解析手法の探索を行うとともに、マクロ分析、ミクロ分析の事例

検討を行った。研究成果は知財管理誌に投稿予定である。

16. ライセンス第1委員会

1. 委員会の構成

委員長1名、副委員長10名（委員長代理1名を含む）、委員19名の30名の構成で、3つの小委員会を編成して調査研究活動を行った。

2. 委員会の運営

ライセンス第1・第2合同委員会を3回（7月・10月及び3月）実施し、各小委員会は、原則月1回の活動を行った。正副委員長会は、ライセンス第1・第2の合同で、計8回（4月・5月・6月・7月・9月・11月・12月及び3月）実施した。

3. ライセンス第1・第2合同委員会

ライセンス第1・第2合同委員会については、第2委員会の報告に記載。

4. 小委員会活動

1) 第1小委員会（松田小委員長、塚本小委員長補佐）

テーマ：「DX（デジタルトランスフォーメーション）時代の知的財産契約の実務」

本小委員会では、近年、企業で期待されている「事業のDX（デジタルトランスフォーメーション）化」に伴い、内部要因または外部要因に応じて変化するであろう知的財産契約実務について、各企業の実態を調査すると共に、今後知的財産契約実務の担当者に求められる資質について検討を行った。

具体的な検討内容としては、初めに、DXに関する文献調査をおこなった。その結果、2018年頃から、経産省を中心としたDXに関する研究や、サービスの提供事業主の立場で、その必要性を論じているが、現時点における企業の実態を捉えたうえで、知財契約実務の変化を論じた文献は少ないことが判明した。

そこで、「知的財産契約実務の変化とその先」について仮説を立て、会員企業に対するアンケートを実施した。アンケート結果からは、現在の知的財産契約実務に関する変化の潮流を把

握すると共に、DXが契約実務に及ぼす影響などを明らかにした。

加えて、アンケート結果から知財契約実務とDXの取り組みがうまくいっていると思われる企業へヒアリングを行い、DX化を進めるうえでの課題と成功要因を確認、横展開可能なポイントを整理した。

今後、上記調査研究成果を取りまとめた論説を知財管理誌に投稿予定である。本論説の発表により、DX（デジタルトランスフォーメーション）時代の知的財産契約実務に対する課題を共有し、当該課題を乗り越え、今後、知的財産契約実務に求められる素養を考えるきっかけを提供できると考えている。

なお、その他の活動として、特許庁審査官向け技術ライセンス研修への講師派遣（2月）を行った。

2）第2小委員会（大櫛小委員長，井口小委員長補佐）

テーマ：「スタートアップとのオープンイノベーションにおける知的財産契約の在り方」（単年度テーマ）

本小委員会では、スタートアップと事業会社のよりよい技術提携実現に向けた契約実務視点からの情報提供を行うことを狙いとして、スタートアップとのオープンイノベーションに取り組む過程で締結される技術提携契約（特にその中でも締結頻度が高いと思われる共同研究契約）について調査研究を行った。

スタートアップと事業会社は、お互いのリソースを補完し合うことでイノベーションを成し遂げること（＝オープンイノベーション）に期待を寄せているが、事業会社とスタートアップの連携は必ずしも上手くいっていないと思われる。

また、経済産業省が発表した手引書においても、「知財・法務の交渉」が連携の壁の一つとして取り上げられ、特許庁から共同研究契約等のモデル契約が示されるなど、スタートアップと事業会社の技術提携の在り方に問題提起がなされている状況である。

本小委員会では、スタートアップ連携における契約実務上の課題の洗い出し、モデル契約の逐条検討、弁護士等の外部有識者との意見交換会（計3回）等を行って、スタートアップと事業会社のよりよい共同研究契約締結に活用し得る情報の収集と技術契約交渉を担当する知財部員に向けた提言を検討した。

具体的には、スタートアップの特徴やスタートアップとのオープンイノベーションに取り組むメリットを整理し、なぜスタートアップとの技術提携が重要な意義を持つのか提示しようとして試みた。

さらに、「法務・知財の交渉」が連携の壁と指摘されるなど技術提携の在り方に問題が提起されている現状を整理した上で、スタートアップとの交渉における心構え、スタートアップとの交渉で知財部門が果たすべき役割、および共同研究契約における知財条項の在り方について提言を検討した。

今後、上記調査研究成果を取りまとめた論説を知財管理誌に投稿予定である。本論説の発表により、事業会社の知財部員に対して、スタートアップ連携のより良い在り方を考えるきっかけを提供できると考えている。

なお、その他の活動として、大阪弁護士会との意見交換会への参加（1月）、および特許庁審査官向け技術ライセンス研修への講師派遣（2月）を行った。

3）第3小委員会（大石小委員長，唐澤小委員長補佐）

テーマ：「知財交渉における仲裁機関の利用実態と活用方法」（単年度テーマ）

本小委員会は、裁判外の紛争解決手段である仲裁・調停の活用スポットを当てて研究活動を行った。

仲裁・調停の制度面では、UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）のモデル仲裁法に準拠するよう2003年に仲裁法が改正され、また2017年からは法務省、経産省、外務省等の関係省庁をはじめ、関係機関及び関係団体が仲裁の環境整備を推進し、活性化が図られている。

しかし、国内では知財紛争で仲裁や調停を利用したという情報が殆ど入ってこないことから、日本企業における仲裁・調停の利用実態を把握し、知財紛争における活用方法を見出すべく活動を推進した。

具体的には、ライセンス委員会の委員を対象に、仲裁・調停に関するアンケートを実施し、利用実態を把握すると共に、仲裁・調停の利用経験者及び有識者にヒアリングを実施し、仲裁・調停のユースケースについての情報収集を図った。また、日本知的財産仲裁センター（JIPAC）の協力により、JIPACにて仲裁・調停を行った企業にもヒアリングしていただき、ユースケース情報の拡充に努めた。

しかしながら、ヒアリングできた事例の数が少なく（企業3社、弁護士2名、その他1名、JIPACによるヒアリング2社）、仲裁・調停の特徴である秘密性により、JIPA会員企業に提供できる有益なユースケースに関する情報が十分に得られなかった。

一方で、本研究を進めるにつれ、仲裁・調停は特に国際紛争解決で有効に利用できることが理解できたので、2022年度の国際仲裁・調停の研究テーマへの参考資料として、本年度の活動内容を委員会内レポートとして纏めることとした。2022年度活動における委員の知識の底上げ、早期キャッチアップの一助を目指すものである。

その他の活動として、JIPACシンポジウム用模擬調停シナリオ作成（5月～7月に対応／2021年度のJIPACシンポジウムでは採用されず、2022年度以降の検討材料にするとのこと）、JIPAC主催のライセンス委員向け仲裁・調停セミナーの開催サポート（10月）、大阪弁護士会との意見交換会（1月）及びJIPACとの意見交換会（2月）を実施した。

17. ライセンス第2委員会

1. 委員会の構成

委員長1名、副委員長6名（委員長代理1名含む）、委員27名の34名の構成で、3つの小委員会を編成して調査研究活動を行った。

2. 委員会の運営

ライセンス第1・第2合同委員会を3回（7月、10月及び3月）実施し、各小委員会は、原則月1回の活動を行った。正副委員長会は、ライセンス第1・第2の合同で、計8回（4月、5月、6月、7月、9月、11月（2回）及び3月）実施した。

3. ライセンス第1・第2合同委員会

2021年度の合同委員会は、全てオンラインでの開催となった。4月の合同委員会では、ライセンス第1第2委員会全体及び各小委員会の活動方針の説明を行った。7月の合同委員会では、小委員会間の合同意見交換会を行った。各小委員会が取り組む各調査研究テーマについて、当該小委員会以外の委員からの情報を収集するため、小委員会の一部の委員が他の小委員会に参加する形態でテーマ議論を行った。10月の合同委員会では、各小委員会テーマについての検討状況の進捗報告を行った上で、再び小委員会間の合同意見交換会を行った。

また、2021年度最終の委員会活動となる3月の合同委員会では、ライセンス第1第2委員会全体及び各小委員会から2021年度の活動報告を行い、年間の活動の総括を行った。

4. 小委員会活動

1) 第1小委員会（添田小委員長、三宅小委員長補佐）

テーマ：「AI/IoTで用いられるデータの取扱いに関する調査研究」

AIやIoTに欠かすことのできない“データ”について、利用と保護のバランスが重要とされているが、その取扱いは、データを拠出する側と利用する側とで、希望条件が異なることが多いのが実情である。

そこで、本小委員会においては、データ事業について実務上の課題や工夫点について意見交換を実施し、データ流通が阻害される要因の分析と解決策の提言を行った。

具体的には、データの取扱いについて工夫されていると思われる事例をピックアップし、それらを実施する2つの自治体（主にスマートシティ）、

企業3社との意見交換を行い、データ流通の工夫点やうまくいっている点の分析を行った。また、弁護士会や紛争解決機関との意見交換をとおして法的観点からの課題の分析も行った。

その上で、小委員会内で、データ流通の阻害要因を分析し（分析には、2021年12月3日にパブリックコメントの募集がなされた内閣府知的財産戦略推進事務局検討の「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0案」中の8つの阻害要因も参考にした。）、合計20個の阻害要因を抽出した。

さらに、意見交換をしたうちの4つの事例について、想定された阻害要因を検討し、克服点（4つの事例それぞれの工夫点やうまくいっている点、阻害要因の克服点となる）の分析を行った。

加えて、阻害要因を克服するためのヒントの検討をし、データ流通の促進をするための提言を行った。

なお、本活動の成果は、論説としてまとめているところであって、2022年度の知財管理誌に掲載する予定である。

2) 第2小委員会（渡辺小委員長、金南小委員長補佐）

テーマ：「事業戦略・経営に資する知財分析・活用・契約の実務」

経営・事業に資する知財分析としてIPランドスケープが定着しつつある。IPランドスケープには様々な活用場面があるところ、本テーマでは、新規事業・新規用途開発における経営貢献に着目し、協業相手の選定の場面におけるIPランドスケープの活用方法と、選定した協業相手との契約上の留意点とを検討した。

仮想事例として、衣類メーカーである自社が空調機メーカーと協業を行うことで空調機能付ウェアを開発し新規事業とする事例を設定し、IPランドスケープにより協業相手を選定・精査する上で技術力、事業力並びに共同開発における成果の帰属へのスタンスを類推する方法を検討した。

更に、自社のありたい姿として、調達先を協業相手に限られないこと（二者購買）、協業相

手からの部品調達を独占すること（部品購入独占）、並びに協業相手が将来自社の競合とならないようにすること（完成品販売独占）を挙げ、これらの実現に向けて技術契約における知財の取扱いの考え方を体系化した上で、IPランドスケープで精査した協業相手それぞれに対する契約交渉における考え方を検討した。

当該活動の成果は、論説としてまとめ、2022年度の知財管理誌に掲載する予定である。

3) 第3小委員会（蔭山小委員長、中田小委員長補佐）

テーマ：「グローバル事業展開における各国法規制と技術契約プラクティスに関する調査・研究」

企業がグローバルに事業を展開するに当たって外国の企業とライセンス等の技術提携を行う際に各国の法規制と技術契約に関する実践を知る必要がある。

本テーマにおいては、大多数の日本企業が事業展開をしている米国・中国・欧州の三つの地域において各地域における企業・大学等との技術提携に関連する法規制を調査・分析した上で、技術提携に当たって生じる法的またはビジネス上のリスクを明らかにし、主に契約上でのリスクヘッジ策を検討した。

具体的には契約を締結する際の4つの仮想事例（ユースケース）、すなわち、(1) 製造受委託、(2) 共同研究契約、(3) MTA、(4) ソフトウェアライセンスを設定し、上記3地域の企業・大学と各契約を締結する上での日本法及び地域毎の差異を比較検討した。

調査方法としては、過去の「知財管理」誌等の文献調査に加えて、各地域の専門家にヒアリングを実施した。具体的には米国、中国、欧州（独）の法律事務所に前述のユースケースに基づく質問を行い、各地域における契約実務上の留意点につきアドバイスを頂いた。

今後については、調査の結果を整理して日本法や各地域毎の差異をまとめてJIPA会員企業の契約実務に資する資料集又は論説として2022年度に具体的な成果物として発行する。

5. その他の活動（全て第1委員会と合同で実施）

大阪弁護士会との意見交換会（1月）、特許庁審査官向けライセンス研修（2月）への講師派遣、日本知的財産仲裁センターとの意見交換会（2月）を実施した。また、日本知的財産仲裁センターから講師を迎えてADR研修を実施した。

合同委員会の企画、JIPAシンポ向け委員会紹介動画の企画・作成、パブコメ募集への意見作成、外部ヒアリング・アンケート等の調査研究用のツールの作成のそれぞれを検討する小委員会横断プロジェクト（PJ）を編成し、委員会内の交流を深めつつ、委員会活動の効率化・活性化を行った。

18. 意匠委員会

1. 委員会の構成

2021年度の意匠委員会は、福岡担当常務理事の下に委員長1名、副委員長8名、委員15名の計24名にて活動した。主に画像を調査研究の対象とする第1小委員会は2つのワーキンググループで構成した。また、ブランドを調査研究の対象とする第2小委員会と、非意匠実務者向け意匠教育を調査研究の対象とする第3小委員会を合わせ4つのグループ編成とした。

2. 委員会の運営

意匠の専門的な研究を実施するとともに、JIPA内の横断的な活動やJIPA外の活動に対しても、JIPA会員企業代表として、積極的に参加・意見発信することをモットーとする委員会運営を実施している。

2021年度は、COVIDの影響により、オンライン会議を中心に活動を始めた。意匠委員会は、毎月1回の全体会議と小委員会を定例会議とし、その他に各小委員会の横の連携を取り、円滑な委員会運営を行うための協議・確認を行うため、各小委員会の副委員長による正副委員長会議を設けている。

全体会議では、委員会外派遣の報告、意匠制度全般の各種情報の共有を図り、適宜議論を

行った。また、小委員会では、各小委員長および副委員長を中心に、担当するテーマについて研究活動を実施した。小委員会によっては、定例会議に加え、臨時小委員会を開催した。また、3月度意匠委員会では、各小委員会の活動報告を実施した。

2021年度の小委員会活動を通じた大きなトピックスは2つあり、1つは特許庁審査第一部部長宛への意見書の提出である。従来は、意見募集による意見提出であったが、小委員会活動を通じて特許庁意匠課に課題を提起し意見交換会の実施を求め、さらに意見交換後の意見を意見提出した。また、2つ目のトピックスは非意匠実務者向け意匠教育の展開である。こちらはトライアルではあるが、短時間の実務者向けコースの新たな創設といった形に繋げることが出来た。

また、外国における法改正等のパブコメについては、各国諸官庁への意見発信を積極的に行うとともに、意見の検討においては他の委員会および弁理士会意匠委員会との連携を十分に図りながら進めることが出来た。著作権委員会とは、パブコメにおける著作権と意匠権に関わり合いが強い部分について連携して検討を重ね、意見とそのロジックの構築に努めた。また、弁理士会意匠委員会とは、ID5における「Topics of new or continued ID5 focus coming out of the pandemic」に関する意見を連携して短期間に作成し、ユーザー代表として連名での意見を発信することができた。産業界・会員企業にとって適切な意匠法制度となるよう、次年度も引き続き各国諸官庁への意見発信を行っていく。

また、JIPA外の活動の一環として、弁理士会意匠委員会との横断的な意見交換を通じて、互いの研究成果の共有を行い有益な情報を収集することができた。今後も当意見交換の開催を継続し、有益な情報の収集に引き続き努めていく。

3. 活動概要

3.1 小委員会活動

(1) 第1小委員会第1Aグループ

【調査・研究テーマ】

「改正意匠法の活用についての調査研究」

【活動内容】

令和元年意匠法改正により保護対象が拡充された“画像意匠”に関する効率的で漏れのない検索方法（Dターム活用等）の研究を行うこととした。

“画像意匠”に関しては、画像意匠に関する新たな意匠分類（N3分類）や画像意匠に関するDタームの設定が行われているが、詳細を確認したところ、画像意匠の用途・機能の類似範囲や当該分類／Dタームの選定基準が公に示されていないことから、検索時の調査分類／Dタームの選定が非常に難しく、調査対象の絞り込みが難しい状況にあることが判明した。そのため、“画像意匠”に関する新たな意匠分類（N3分類）及びDタームに関する現状分析及び課題点の抽出を行い、2021年11月に本テーマについて特許庁との意見交換会を行った。

当該意見交換会によっても明確にならなかった点については、特許庁に対して、2022年1月に「意匠分類定義カードに関する意見」を提出し、2月に「画像意匠の類否判断、分類、Dタームに関する意見」を提出した。

また、年度末までに、本テーマの研究や特許庁との意見交換結果、上記意見等の内容を踏まえた「画像意匠調査マニュアル」を完成作成し、委員会内で展開した。

【アウトプット】

- ①本テーマに関する特許庁との意見交換会の開催（2021年11月）
- ②「意匠分類定義カードに関する意見」を特許庁に提出（2022年1月）
- ③「画像意匠の類否判断、分類、Dタームに関する意見」を特許庁に提出（2022年2月）
- ④「画像意匠調査マニュアル」を委員会内に展開（2022年3月）

(2) 第1小委員会第1Bグループ

【調査・研究テーマ】

「画像を含む意匠の意匠出願方法の選択に関する調査研究」

【活動内容】

令和元年意匠法改正により、「画像単体の意

匠」（以下「画像意匠」という）を出願できるようになったことから、画像を含む意匠を意匠出願する場合、従来の「物品の部分に画像を含む意匠」（以下「物品意匠」という）として出願する方法と、「画像意匠」として出願する方法の2通りの方法が選択できるようになった。そこで、「画像意匠」で出願するのが良いのはどのようなケースか、「物品意匠」で出願するのが良いのはどのようなケースかを中心に、出願の最適な選択についての調査研究を行うこととした。登録事例を調査して夫々の出願のメリット・デメリットを分析することで、「画像意匠」で出願するのが良いケース、「物品意匠」で出願するのが良いケースがあること、また、両方で出願することの良い点もあることについて、夫々の好ましいケースについても検討した。

【アウトプット】

①2022年度知財管理誌にQ&Aを投稿

(3) 第2小委員会

【調査・研究テーマ】「意匠権のブランド寄与に関する研究」

【活動内容】

「デザイン経営」宣言にてデザインによるブランド構築の可能性が示され、それを受けた改正意匠法が施行されたが、意匠権とブランドの関係性が不透明であることにより、実際には意匠権をブランド形成／保護に活用できている企業は少ないのではないかとの問題意識に基づき、意匠権とブランドの基本的な関係性を明らかにし、各企業に対してブランドの意匠権活用を促すことを目的として、1年間調査研究を行った。研究では、ブランド要素（ブランディングにおいて消費者にそのブランドらしさを伝えるとともに、消費者がブランドを想起するきっかけとなる要素）に標章とデザインがともに包含されることに着目して、ブランドとデザインの関係性について確認を行うとともに、デザインを意匠権で保護することがブランドに対してどのような意味を持つのかについて活発な議論を行い、関係図を用いた整理に取り組んだ。さらに、意匠権をブランドに活用していると思

われる企業の事例について調査を行い、前記関係図に示したブランドと意匠権の関係性が実社会において実際に機能しているかについての検証を行った。

【アウトプット】

①2022年度東西部会にて発表予定

(4) 第3小委員会

【調査・研究テーマ】

技術者向け意匠の教育資料作成

【活動内容】

意匠法改正および知財ミックスの観点から、意匠の重要性が注目されている。しかし、特許や商標と比べると、意匠のプレゼンスは十分でなく、プレゼンス力の向上が望まれている。そこで、本活動においては、技術者に対して、意匠の重要性および知財ミックスの重要性を理解していただくため、意匠権独自の効果および知財ミックスにおける意匠権の効果を記載した教育資料を作成する活動を行った。

教育資料の作成においては、技術者でも理解しやすいように、登録事例および仮想事例を使って、意匠権独自の効果、知財ミックスにおける意匠権の効果を洗い出し、洗い出した内容をもとに教育資料の作成を行った。

【アウトプット】

①教育資料を使ったJIPA臨時研修を実施予定

3. 2 各国官庁政策対応等

(1) 国内

- ・庁OUT手続のデジタル化に関する意見交換
- ・「デザインと法協会」創作者分科会との創作者認定に関する意見交換
- ・特許法等改正に関する庁審判部との意見交換
- ・日本新規性喪失の例外規定に関する弁理士会意見ヒアリング
- ・特許庁制度審議室との意見交換
- ・中韓台向け要望事項 特許庁提出
- ・「知財推進計画2021」に対する意見書提出

(2) 海外

- ・第44回SCT会合 参加

- ・WIPOPJ 第1回会合 参加
 - ・CNIPA「専利出願行為の規範化に関する若干の規定の改正草案」パブコメ検討
 - ・韓国デザイン保護法施行規則の一部改正令パブコメ検討
 - ・日中韓商標意匠フォーラム 参加
 - ・欧州委員会「意匠の保護にかかるサーバー」意見書提出
 - ・日中研究事業（特許庁委託）における講演及び意見交換
 - ・シンガポール知財法改正案 パブコメ検討
 - ・CNIPA「専利審査指南改正」パブコメ意見書提出
 - ・ID5「Topics of new or continued ID5 focus coming out of the pandemic」日本ユーザー代表意見発表
3. 3 その他JIPA活動への参画
- ・JIPA知財シンポジウム（ポスターセッションベストポスター賞と委員長賞のダブル金賞受賞）

19. 商標委員会

1. 委員会の構成

2021年度の委員会は、委員長1名、委員長代理1名、副委員長12名、委員33名の計47名（期中1名就任、2名退任）で構成。調査研究テーマについては、テーマ毎の5つのWGを設けて検討し、委員会全体に関する案件については、委員全員に意見や参加者を募集し、正副委員長が取りまとめを行う体制とした。

2. 委員会の運営

例年、原則月1回、正副委員長会・全体会・WG活動を同日かつ参集型で開催していたが、2020年度から、新型コロナウイルスの影響により、同日開催にこだわらずWEB型若しくはWEB型と参集型との併用（ハイブリッド）で開催する形で活動を行っている。2021年度はWEB型の活動が中心となったが、12月度と3月度はハイブリッド開催を行うことができた。

正副委員長会（11回開催）では、理事会議事の共有、各WGの活動状況の報告、委員会運営

に関する協議、調査研究テーマ以外の案件について協議を実施。全体会（11回開催）では、各WGの活動状況や成果の報告、他団体・機関に委員会意見を提出するための意見募集の案内・意見提出完了の報告、WGをまたいだ交流を促進するためにランダム分けした小グループごとのWEB懇話会を実施。WG活動（原則月1回開催）では、WG毎に調査研究テーマの検討を実施した。その他、WG活動の進捗などに応じた臨時会議や、外部機関との意見交換会等に関する臨時会議も適宜実施した。

3. 調査研究テーマに関する活動

3.1 WG1（リーダー：藤井副委員長）

（テーマ名）東南アジア商標制度

（概要）ASEAN諸国の商標制度を研究し、ASEAN諸国の商標制度と企業実務に役立つ提言をまとめる。

（成果・進捗）ASEAN加盟国の中でもタイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナムに絞り委員会内でアンケートを通じた実務上の疑問点・問題点等を情報収集、それに基づく弁理士会、JETROバンコクとの意見交換会を実施。タイ特許庁（DIP）とJPO・JETROとの意見交換会にも参加。2月には瀧野国際特許事務所を通じて該当各国での判断実務について現地代理人への問い合わせも実施。それら活動を通じて得られた知見を取りまとめ、3月委員会で報告予定。東西部会での発表を想定。

3.2 WG2（リーダー：田中副委員長）

（テーマ名）商標起点の知財ミックス

（概要）近年の法改正などにより、商標法、意匠法、種苗法、著作権法、不競法といった各法域が多層的に重なり合いつつある。企業事例なども踏まえ、そもそも「知財ミックス」とは何か・どうあるべきかを検討し、各法域を上手く活用することで、事業戦略にリンクした知財戦略（知財経営）を図れる「知財ミックス」を、改めて商標・ブランド視点から考察。

（成果・進捗）「知財ミックス」を行う目的（保護の強化、顧客吸引力の獲得、模倣品対策、利益向上）別に事例を収集し、一般化できる手法・

商標観点からのアプローチを検討。自社商品サービスの狙いを捉え、各法域の特徴を理解しておくことで、商標の特徴を生かした知財ミックスを検討し、ブランド価値向上を図るという流れで取りまとめた。2022年4月の東西部会で発表予定。

3.3 WG3（リーダー：徳若委員長代理）

（テーマ名）指定商品役務の記載要件や商品役務間の類似の考え方について

（概要）指定商品・役務に関する課題（記載要件等）を明らかにし、各課題への対応を研究することで、会員企業の実務の充実化を図る。

（成果・進捗）8月に商標委員会内アンケートおよび回答内容を踏まえた追加インタビュー（メール）を実施し、各委員の課題を抽出・整理をした。また、前記アンケート結果から抽出された課題に基づいて、12月に特許庁国際分類室との意見交換会を実施した。これら活動に基づき、指定商品・役務の適正な指定等に関する資料を作成し、3月委員会にて報告。

3.4 WG4（リーダー：杉崎副委員長）

（テーマ名）商標使用の管理手法の在り方

（概要）商標は使用してこそ価値を生み出し保護に値するものであるが、その使用管理を適切に行うのは些か困難である。知財部門外（商標を実際に使用する部門等）へ適切な使用管理をどのように周知徹底するか、また不使用取消審判時にどのような対応をするべきか等の商標の適切な管理方法を検討する。

（成果・進捗）知財部門外への商標使用管理の周知徹底及び不使用取消審判時への具体的対応についての現状を知るべく、委員会内にてアンケート調査を実施した。その結果を分析し、一つの見解として纏めたより効率的・効果的な方法を会員企業に提案するべく、2022年2月にオンライン東西部会にて発表した。

3.5 WG5（リーダー：美間副委員長）

（テーマ名）ロングセラー商品ブランドへの商標実務からのアプローチ

（概要）ロングセラー商品ブランドに対して、商標業務がどのように貢献し関与しているのか

について、実際の実例等の調査を踏まえ、研究を行う。

(成果・進捗) ロングセラー商品と商標業務に関係する①リブランド発生時の対応、②模倣品・パロディ品対策、③ロングセラー商品ブランドの育成手法について、商標委員会内アンケート、インタビューおよび、WG5メンバー内で、作成・収集した資料・文献等の議論、考察を行い、内容を整理した。

2021年度は、委員会内にて、資料を作成し、発表した。また、東西部会にて発表予定。

4. 対外活動

4. 1 国内

①産業構造審議会「商標審査基準WG」(2/16)

齋藤(建)委員長が委員として参加。特許庁との事前説明会を実施(2/4)し、委員会内で検討の上、WGにおいて意見発信。

②産業構造審議会「不正競争防止小委員会」

JIPA意見集約に向けた委員会意見取りまとめ

③内閣府「知的財産推進計画 2022」の策定に向けた意見募集

委員会内の意見を取りまとめ、JIPA事務局に意見提出。

④特許庁「法改正に係る庁審判部との意見交換」参加(6/17)

⑤特許庁「庁発送書類のデジタル化」に関する意見交換

特許庁とJIPAとの意見交換会に参加(5/13, 6/4, 3/9)。他、委員会の意見を、JIPA事務局を通じて提出。

⑥特許庁「新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続きの取り扱い(救済)」

JIPA内意見集約に向けた委員会内意見取りまとめ。

⑦JIPA「AI研究会」真鍋副委員長がメンバーとして参加(12/7)。

⑧審判実務者研究会

特許庁に田中、杉山各副委員長、委員1名の委員を派遣し、事例を検討。

⑨審査応用能力研修

審査官コース前期・後期研修へ委員2名を派

遣。

⑩定例研修会「B03 商標基礎実務」

鶴見副委員長を講師として派遣。

4. 2 海外

①WIPOマドリッド作業部会(第19回, 11/15~17 於:ジュネーブ, オンライン)

事前にPosition Paperを提出の上、齋藤(建)委員長、齋藤(充)、杉崎、鶴見、藤井、藤本、山下各副委員長がオンラインで参加。暫定拒絶通報への応答期間の変更検討につき作業部会提案を歓迎する一方で、従属性の緩和や撤廃については懸念を表明し、マドリッド制度への中国語、ロシア語、アラビア語の作業言語導入は、検討不十分でありユーザー負担の軽減にも懸念があるため時期尚早である旨、意見発信を行った。

②JIPA「WIPO連携WG」齋藤(建)委員長、藤井、齋藤(充)、山下各副委員長が参加。WIPO幹部への表見訪問も実施(6/24)。

③WIPO「HCCH-WIPO質問票」JIPA意見集約に向けた委員会内意見取りまとめ

④WIPO日本事務所「意見交換会」齋藤(建)委員長、藤井、藤本各副委員長が参加(2/17)

⑤商標五庁会合(TM5, 11/5 於:オンライン)

2021年度も新型コロナウイルスの影響でオンライン開催。齋藤(建)委員長、徳若委員長代理、小林副委員長、委員1名が参加。

⑥JPO「第45回SCT会合に関する事前打合せ」(3/23) 齋藤(充)副委員長が参加。

⑦JPO「商品・サービス国際分類改正に関する意見交換会」藤本副委員長が委員として参加。ニース国際分類第12-2023版、IDリストプロジェクト日本提案について随時対応。

⑧JPO「アフリカ等の途上国・地域におけるシステム・電子化関係の要望」JIPA意見集約に向けた委員会内意見取りまとめ。

⑨JIPA「ISO22386(ブランド保護規格)WG」齋藤(建)委員長、徳若委員長代理が参加。

4/22, 5/12, 7/6, 8/19, 1/20, 2/10, 2/25, 3/8にWG会合、日本規格協会(JSA)との意見交換を行い、JIPA意見を提出。

- ⑩「日中法制度・運用意見交換会」小林副委員長が日本ユーザーを代表して講演（6/9）
- ⑪「中韓台要望書」JIPA意見集約に向けた委員会内意見取りまとめ。
- ⑫中国「商標審査審理標準パブコメ」意見提出（7/26）
- ⑬中国「商標一般的違法判断基準パブコメ」検討
- ⑭韓国「特許法、デザイン保護法の一部改正法律案の立法予告」JIPA内意見照会対応
- ⑮韓国「商標法の一部改正法案」JIPA内意見照会対応
- ⑯韓国「商標法施行規則の一部改正令案の立法予告」検討
- ⑰台湾「商標の誤認混同に関する審査基準改正案パブコメ」検討
- ⑱台湾税関「商標権益保護措置実施弁法パブコメ」JPO意見照会対応
- ⑲日本台湾交流協会「台湾の知財判決に関する関心事」JIPA内意見照会対応
- ⑳米国「商標近代化法パブコメ」意見提出（7/19）
- ㉑中南米の課題に関するJIPA内意見照会対応
- ㉒日本弁理士会「東南アジア商標制度に関する意見交換会」齋藤（建）委員長，藤井，藤本，鶴見各副委員長他計13名が参加（12/17）
- ㉓JETROバンコク「東南アジア商標制度に関する意見交換会」齋藤（建）委員長，藤井，藤本，鶴見各副委員長他計12名が参加（12/22）
- ㉔タイ特許庁（DIP）「商標に関する実務者会合」参加（1/26）
藤井，藤本，鶴見各副委員長，委員2名が参加。
新たに採用された審査マニュアルに関して意見交換。
- ㉕日本知的財産保護協会（AIPPI・JAPAN）「ネット・SNSでの商標使用はどこまで保護すべき」企業ヒアリング対応（3/1）

20. フェアトレード委員会

1. 委員会構成

2021年度のフェアトレード委員会は，委員長1名，副委員長4名，委員12名の計17名の構成

で，以下3つのテーマで調査研究を行った：

- 第1小委員会 営業秘密の管理体制・漏洩防止に関する調査・研究
- 第2小委員会 データ利活用・保護法制及び対応実務に関する調査・研究
- 第3小委員会 知的財産権の権利行使活用と独禁法主張との相克に関する調査・研究

2. 委員会の運営

全体会議は毎月1回の計12回Teams会議開催し，理事会報告及び各小委員会活動進捗報告を行い，各小委員会は別途のTeams会議開催で毎月行った。

3. 活動概要

- (1) 営業秘密の管理体制・漏洩防止に関する調査・研究

営業秘密漏洩や流出を未然に防止するための管理について調査・研究を行い，資料「秘密情報マネジメントハンドブック」の第3版のため，第2版からの要修正点をピックアップし，整理した。主な修正点としては，2015年法改正（刑事罰強化・推定規定導入）に伴う修正や，テレワーク，クラウドサービスなど近年の業務実態の反映であり，秘密情報管理，退職時秘密情報不正持出証拠に基づく刑事・民事的措置を梃子に転職先での不正使用・開示を追及する近時の権利行使実務等，最新の実務動向に応じた対応の追記を進めている。秘密情報マネジメントハンドブック（第3版）は2022年6月目標に完成させる。また本検討内容の先行発表を10月の東西部会で行った。

- (2) データ利活用・保護法制及び対応実務に関する調査・研究

データ利活用・保護法制や企業実務を調査・研究し，法制度や実際の運用等を踏まえた適切なデータ活用に関する実務上の留意点等の検討を行った。

プラットフォームにおけるデータ取扱いの実務的な留意点として，Eコマースサイトに焦点を当て，データ取扱い・規約の在り方を検討した。検討に際して，Eコマース事業を行う企業

との意見交換、Eコマース企業各社の規約の比較検討等も実施した。これらの結果を委員会内資料として纏めた。また、各国当局にてデータ関連制度の見直しが進んでおり、JIPA参画企業の事業に資する制度とすべく意見提言を実施した。主に、上期はEU Commissionが検討をするData Actへの意見書提出を行い、下期は同制度案も踏まえた来年度の海外派遣について著作権委と連携して検討を行った。

(3) 知的財産権の権利行使活用と独禁法主張との相克に関する調査・研究

公取委が出した知的財産にかかる取引慣行への優越的地位の濫用の適用に関する報告書（製造業者につき一昨年、スタートアップにつき昨年）及びそれをうけ公取委・経産省・中小企業庁が出している契約上の指針やガイドラインでの取扱いテーマ中、今年度は特に発明の帰属と特許保証の両トピックについて、製造業者・ス

タートアップと事業会社の連携を通じ、知財から生み出される事業価値総和の最大化と独占禁止法違反回避のために企業実務のあり方について調査研究した。特にスタートアップについては、法務・知財担当者にヒアリングを行い、上記両トピックについてどのような視点を持つのかにつき大いに示唆を得た。この示唆も踏まえた検討結果は、2022年9月目標に論稿として纏める予定。

(4) その他

各小委員会横断の活動として、産構審 不正競争防止小委員会を通じた政策提言、意見書提出（HCCH-WIPOアンケート回答、2021年度中韓台要望書、「知財推進計画2022」策定に向けたJIPA意見の分担）、協会研修会講師派遣（Aコース（不正競争防止法・独占禁止法）及びC10コース）を行った。